

周防大島町告示第89号

平成25年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年8月29日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成25年9月5日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	魚原 満晴君
田中隆太郎君	広田 清晴君
荒川 政義君	中本 博明君
松井 岑雄君	今元 直寛君
尾元 武君	平野 和生君
吉田 芳春君	濱本 康裕君
久保 雅己君	小田 貞利君
平川 敏郎君	新山 玄雄君

○9月6日に応招した議員

○9月18日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成25年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成25年9月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月5日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 議案第1号 平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
- 日程第7 認定第1号 平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第2号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第3号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第4号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第5号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第6号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第7号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第8号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第9号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第10号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第11号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第12号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第28 議案第13号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 議案第1号 平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
- 日程第7 認定第1号 平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

- 日程第15 認定第9号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第2号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第3号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第4号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第5号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第6号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第7号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第8号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第9号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第10号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第11号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第12号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第28 議案第13号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 魚原 満晴君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君
15番 平川 敏郎君	16番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君
書 記 大下 崇生君

議事課長 中村 和江君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	星出 明君
産業建設部長	……………	佐川 浩二君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	奈良元正昭君	久賀総合支所長	……………	松村 正明君
大島総合支所長	……………	福田 美則君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	吉村 昭夫君			
会計管理者兼会計課長	……………				岡本 洋治君
教育次長	……………	西本 芳隆君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
財政課長	……………	中村 満男君	税務課長	……………	木村 秀俊君
介護保険課長	……………	河井 敏博君	公営企業局総務課長	…	大元 良朗君
公営企業局財政課長	…	木村 稔典君			

午前9時30分開会

○議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成25年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、尾元武議員、10番、平野和生議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月29日開催の議会運営委員会において協議の結

果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの15日間といたしたい
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布して
ある会期日程のとおり、本日から9月19日までの15日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年6月以降本日まで、議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（6月・7月・8月実施
分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情について。

全国森林環境税創設促進議員連盟からと全国町村議会議長会からの2件の陳情がありました。
議会運営委員会にお諮りいただき、2件とも議員配布としてお手元にお届けいたしております。

なお、全国町村議会議長会の「道州制導入に反対する」意見書の提出依頼につきましては議長
に一任いただきましたので、今後、調査・研究をいたしまして議員各位にお諮りしたいと存じま
す。その節は、よろしく願いをいたします。

続いて、議員研修につきまして。

まず、広報編集特別委員会におかれましては、猛暑厳しい中、7月29日、30日に町村議会
広報研修会に参加。午前中、東京交通会館の物産アンテナショップで全国物産展を見学、午後か
らの研修会に臨み、内容は「わかりやすく、ふさわしい日本語」、「広報紙面デザインの基礎知
識」～グリッドフォーマット活用とレイアウト～、広報媒体、その種類と特性でさわって確認で
きるタンジブルと物体ではないインタンジブルとタイポグラフィー 書体という意味だそうで
あります の基礎知識などの研修。30日は、NHK放送センターの視察で、ドラマスタジオ、
国際放送局の日本在留外国人や海外に向けた外国放送の現場などを視察していただきました。こ
れから作成される議会広報を、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、8月21日、28日に柳井広域議員研修会と山口県町議会実務研修会が開かれ、多数の
議員が出席されました。「離島発！地域再生への挑戦」～最後尾から最先端へ～や、「町村議会
の使命と議員の責務」など、講師の指導のもと研さんを重ねました。御出席いただきました議員
各位にお礼を申し上げます。

次に、9月から年末にかけての議員研修等ではありますが、9月27日に自治研修会が山口市で
開催されます。常任委員長以上の方に出席をお願いしたいと考えております。

続いて、行政視察につきまして。

今年度も3常任委員会合同の研修視察を10月28日から29日に鳥取県日南町・日南病院、地域活性化特別委員会の研修視察を11月25日から26日、鳥取県智頭町、防災対策特別委員会を9月30日から10月1日、兵庫県淡路市を予定しております。この件につきましては、本会議2日目において議員派遣として御議決をいただく予定でございます。

次に、町人会への参加につきましては、7月7日に広島・周防大島町人会が開催され4名の議員の出席をいただき、ふるさと大島の近況報告や情報交換をいたしました。関係議員の皆さんにおかれましては、お疲れさまでした。

さて、今後の各町人会への出席であります、議員研修と同様に本会議2日目において議員派遣として御議決をいただく予定でございます。

また、今年12月までに予定されている町人会等への参加につきましては、近畿東和会、東京東和会、近畿大島会への参加は各1名、東京大島郡人会への参加は全体で6名を計画しており、今まで参加されていない方を優先してお願いしたいと思っております。この件につきましても議員派遣として御議決をいただく予定であります。よろしくお願いたします。

最後に、椎木町長と大島郡国際文化協会役員並びに議会を代表して私新山は、10月9日から周防大島町・カウアイ島姉妹島提携50周年記念式典に参加いたします。

現地では、「カウアイ日本文化祭2013」参加を初め、多くの日系の皆さんやカウアイ日本文化協会関係者と友好を深め、ハワイと大島の太いきずなを再確認してまいりたいと思います。今年は姉妹島縁組提携50周年を迎えることになり、さらに友好ムードが盛り上がるであろうと期待しているところであります。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。本日は、平成25年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、議案の説明に先立ちまして、行政報告を4件ほど申し上げさせていただきます。

1件目は、平成24年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

お手元に報告書をお届けしておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額は

なく、また、実質公債費比率においては14.4%、対前年度比1ポイントの減、将来負担比率では104.8%、対前年度比13.4ポイントの減と、どちらの比率も改善が図られているとともに、早期健全化基準を下回っているところでもあります。

また、企業会計における資金不足比率についても、全ての会計において資金不足は生じておりません。こうした状況を鑑みますと、周防大島町の財政状況は、厳しい状況にはあるものの、財政の健全性は維持されていると判断されているところでもあります。

2件目の、家房地区太陽光発電システム設置運営事業者の決定についてであります。

3月定例会で行政報告をいたしました旧大島青年の家跡地への太陽光発電システム設置運営事業者を公募いたしましたところ、町内外から7社の事前登録があり、そのうち、町内2、県外2の4事業者から企画提案書が提出されました。副町長、教育長、公営企業管理者、各部長及び各総合支所長からなる周防大島町地球温暖化対策実行計画推進本部員により、提出された企画提案書について慎重なる審査を行った結果、大字東安下庄のユタカ工業株式会社が太陽光発電システム設置運営事業者に決定いたしました。

同社の提案では、発電規模は92.34キロワット、年間発電量の想定は9万8,935キロワットアワーとなっております。また、町有地の貸付面積は1,105.2平方メートルで、賃借料は町が示した下限、平米当たり72円であったわけですが、これを上回る1平米当たり200円、賃貸借期間は太陽光発電システム建設から事業終了後の解体までの21年間となっております。

現在、同社と土地賃貸借契約及び協定書の締結に向けて協議中ではありますが、協議が整い次第、締結することといたしております。

3件目は、臨時職員等の賃金改定についてであります。

去る8月14日、山口労働局長の諮問機関であります山口地方最低賃金審議会から、県内の最低賃金を1時間当たり、現行の690円から701円に引き上げるよう答申がなされました。これを受けまして、山口労働局は異議申し出の手続等を経て、10月に新たな最低賃金を決定することが見込まれます。

現在、本町の一般事務職等の臨時職員の賃金は時給700円であり、仮に、答申どおりに最低賃金が改定された場合は、最低賃金を下回ることとなります。したがって、正式に最低賃金が決定されましたならば、その額に応じ、事務職員の賃金を改定するとともに、保健師や保育士など他の職種についても、これに相応する改定を行い、あわせて賃金を基準に積算している委託料等につきましても改める必要が生じることとなります。

しかしながら、正式な決定が10月になることから、10月以降、改定後の賃金等の支払いにつきましても現行予算の範囲内で対応することとし、差額につきましても12月補正予算に計上

させていただきたいと思っておりますので、どうぞ御了承をお願いいたします。

最後に、岩国錦帯橋空港開港と周防大島町カウアイ島姉妹島提携50周年を記念して、本年10月に実施いたします岩国―ハワイ間のチャーターフライトの募集参加状況につきまして御報告をさせていただきます。

チャーターフライトに関する要請や手続等につきましては、岩国商工会議所を中心とする実行委員会で行ってりましたが、フライト機種の決定や岩国空港使用に関する日米合同委員会の合意を得て、参加者の一般募集を日本旅行岩国支店では7月16日に、周防大島町では7月25日に開始をいたしました。日本旅行岩国支店の受付には朝早くからたくさんの方が並ばれ、40分で完売、60名の方がキャンセル待ちの状況となったと聞いております。また、周防大島町民を対象とした本町の受付には前日から並ばれた方もおられ、30名の一般募集枠は完売をいたしております。

今回のチャーターフライトによる姉妹島提携50周年記念式典への参加者は、私、そして議会を代表して参加いただきます新山議長のほか、国際文化協会の評議員、式典でフラを披露する小学生とその保護者の皆さん、また、一般募集で参加をいただく皆さんで計41名となりました。

また、チャーターフライトの日程に合わせて岩国市と合同で実施いたします青少年海外派遣事業につきましては、募集、選考を経て、本町から5名、岩国市から7名、計12名がハワイ定期便を利用してカウアイ島での滞在研修を行い、記念式典行事にも参加をすることとなっております。このほかにも、チャーター便以外のハワイ定期便を利用して、この50周年記念式典に参加される方もおられるようで、式典参加者は合わせて64名になる見込みでございます。町民の皆様には、カウアイ島で開催されます姉妹島提携50周年記念式典とチャーターフライトに対して、このように大きな関心を寄せていただき深く感謝を申し上げる次第でございます。

このたびの記念式典行事を通して、カウアイ島の皆さんとさらなる親睦を深めるとともに、次代の交流を担う子供たちと今後の友好交流につながる活動をしてまいりたいと考えております。

以上、行政報告を4件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、専決処分の報告1件、公営企業局事業会計積立金の処分について1件、決算の認定に関するもの10件、補正予算に関するもの10件、条例の一部改正について2件、合計24件であります。

報告第1号は、7月31日に大島中学校グラウンドの草刈り作業中に発生した物損事故によりまして損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを、この議会に報告するものであります。

議案第1号は、公営企業局事業会計におきまして、平成24年度の未処理欠損金を処理するた

めに積立金を取り崩して、翌年度繰越欠損金を0円にするものであります。

認定第1号から認定第10号までの10件は、平成24年度の一般会計を初めとする各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業局企業会計事業決算の認定についてお諮りするものであります。

一般会計の実質収支は7億2,365万3,000円の黒字となっており、公営企業会計を除くその他の特別会計におきましても黒字もしくは収支ゼロ決算で、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができたと思っております。このことは、議員各位を初め町民の皆様の温かい御理解と御協力のたまものであり、深く感謝の意を表するものでございます。

ただ、財政分析の指数につきましても、合併時から比較すると大幅な改善が図られているものの、財政力指数は依然として低い状況にあります。中でも、経常収支比率は福祉事務所関係経費充当一般財源が、本来であれば普通交付税、これは普通交付税でありましたら経常一般財源に分類されるわけですが、それで措置されるべきものであるというふうにならずに国のほうにも陳情いたしておりますが、現在のところは町村において、この福祉事務所関係経費は普通交付税ではなくて特別交付税で措置されております。この特別交付税というのは、経常一般財源ではなくて臨時的な一般財源という分類になるわけですが、そういう特殊な事情もあるわけですが、そこで、数値が92.0%となっておりまして、若干ではありますが上昇に転じているということもございまして、

これらのことからいたしますと、さらなる行財政改革への取り組みが非常に重要であるというふうにも思っております。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果説明書を添えて決算書をお配りいたしておりますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明を申し上げますので、十分な御審議を賜りたいと思っております。

議案第2号は、平成25年度一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算に7億2,470万3,000円を追加し、予算の総額を149億6,482万4,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に4,764万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億5,621万5,000円とするものでございます。

議案第4号は、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に62万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億2,561万2,000円とするものでございます。

議案第5号は、平成25年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に7,815万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を33億7,339万円とするものでございます。

議案第6号は、平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に82万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を8億3,749万9,000円とするものでございます。

議案第7号は、平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に830万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億8,357万3,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算から167万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億3,034万8,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成25年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に379万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を3,605万円とするものでございます。

議案第10号は、平成25年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に8万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,405万1,000円とするものでございます。

議案第11号は、平成25年度公営企業局企業会計補正予算（第1号）についてであります。

東和病院東棟耐震工事において、擁壁補強工事1,573万6,000円を追加することに伴い、資本的収入及び支出予算並びに継続費の総額等を補正するものでございます。

議案第12号は、周防大島町税条例の一部改正について、また、議案第13号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。両条例の一部改正とも、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことに伴い、それぞれ関係条例の一部を改正するものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成25年7月31日に大島中学校グラウンドの草刈り作業中発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、8月13日に専決処分により処理させていただきましたので議会に報告するものであります。

この事故は、議案つづり2ページの専決処分書に記載のとおり、大島中学校グラウンドの草刈り作業中に小石をはねたことにより、隣接する社会福祉法人さつき会さつき園駐車場に停車していた同園所有車両のリアウインドガラスを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は8万1,165円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から8月19日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6. 議案第1号

○議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第1号平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） おはようございます。

議案第1号平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についての補足説明を申し上げます。

お手元の議案つづり、3ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度欠損金2億4,888万8,986円を、建設改良積立金を取り崩し補填するものです。

以上が、平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についての内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

なお、この案件については、所管の民生常任委員会へ付託することとなっておりますのでよろしくお願ひいたします。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 所管委員会ではありますが、質疑をしときたいというふうに思います。

前提として、ずっと委員会で言ってきたのは、いわゆる赤字の垂れ流しということに問われた

らいけないというのを前提に、ずっと質疑、討論をしてきました。それで、今回見てわかりますように、今回は建設改良で取り崩して、実際的にはそれに対応できるということでもあります。

しかし、議員の皆さん方御承知のように、来年度は東和病院部分がばっくり入ってきます。いますのが、いわゆる、一気の取り消しが出てきます。そうすると、実際的には建設改良でいくと、もう来年度にはパンクするという、パンクまでいかんと、わずかという状況だというふうに考えられます。

そこで質疑の中心は、それじゃ、これから先どうするのかということなんです。といたしますのが、それぞれ基金の取り崩しできる内容があると思います。順番として、それじゃどれを充てていくのか。最終的には自己資本、これを食っていくというふうに思われますが、実際的にはかなり、今後、際どい部分が出てくるんじゃないかというふうに考えておりますので、その点で基本的考え方。次の基金はこれを食うてもいいよと、次はこれですよという格好で答弁をいただいております。

○議長（新山 玄雄君） 木村公営企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（木村 稔典君） ただいまの質問にお答えいたします。

内容といたしましては決算書類の16ページ、貸借対照表の早見表がございますけれども、今回、この貸方の下のほうにございます建設改良積立金11億9,209万7,908円というものを使わせていただいて赤字の補填をするという状況でございます。

今後、赤字が続きますと、こちら建設改良積立金がなくなりますと、来年度平成26年度に地方公営企業会計制度の改正というものがございまして、減債積立金を使って企業債を償還するという、企業債の償還財源として使った場合、こちらを赤字の補填というか、そういう財源に使うことができます。こちらが、現在11億8,236万2,874円ございます。こちらを次に充当いたしまして、もし、この減債積立金というものがなくなりましたら、自己資本金、今55億円ございますけれども、こちらを議会の御議決を賜りまして処理させていただくという順番になっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう一点、この件で質疑をしようとするのは、実際的に、今、地方自治体が維持運営する病院は、もう全て厳しゅうなっちゃうということは紛れもない事実だろうというふうに思います。その中で、今、過去の一定の、いわゆる積み立て、これがあることによって、一定程度は維持できるだろうというのは、議員各位も御承知のとおりだろうというふうに思います。

その中で、将来的になるわけなんです、実際的には自治体が地方病院を運営する場合に一定

程度、義務的な部分として発生する、いわゆる公営企業局にすると繰り出しという格好も一定程度加味せんと、実際的には運営が厳しい状況が発生するんじゃないかというふうに私は危惧しちよるわけです。そういう中で、先ほどから町長のほうから、実際的にはかなり財政状況は好転しておるが一定程度厳しいというのが町長の報告でした。

そういう中で、どの程度のフレームまで実際見れるかというのは、ある程度早い時期に、例えば、今から先、新町建設計画そのほか出てきますから、いろんな議論が出てくるんじゃないかと思いますが、その点での町長の認識だけ聞いちゃきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、財政課長のほうから説明がありましたが、当面、今のところ公営企業局の事業会計におきましては、これまで、過去に合併前の診療施設組合、一部事務組合の時代から非常に財政的な健全化に向けての大きな努力をいただき、そして大きな自己資本金の積み立てとか、それぞれの基金の積み立ても行っておりまして、今現在、その公営企業局が財政的にどうかということ余り考えられないというふうに思っておるところでございます。

近年の数年間におきましては赤字決算ということになっておりますが、しかしながら、これにつきましては経常的な部分ではなくて、新たに大島病院の建設、また東和病院の改築というようなものから一括の償却が出るというようなことからして、大きな赤字要因が発生しておるというふうに思っているところでございます。そういう中で、今のお話がありましたような建設改良積立金、その次には減債積立金、そして自己資本金まで大きな積み立てがありますが、ここまで手をつけなくて済むようにしなければならぬというのが思いでございます。

今、広田議員の御質問は、それに対しまして、町の会計のほうからどのような繰り入れについて思いがあるかという御質問でございました。町からの繰入金、繰り越しからいけば繰出金なんですが、つきましては、当然、その交付税に算入されておるものは、全額繰り出しをしておるという状況でございます。

しかしながら、全国の自治体病院の赤字の補填につきましては、その交付税に算入されておるものとか、そのような一般的な繰り出しだけではなくて、任意の繰り出しをして赤字補填をしとるという自治体もたくさんございます。

その前には、もう一点ほど、基準繰り入れという額もあるわけでございますが、できるだけ町の一般会計と、そして公営企業局の事業会計につきましては、今現在行っておりますような交付税算入されたものを全て繰り出し、そしてまた、それでどうしてもその運営が立ち行かなくなるような試算が出てくると、将来推計が出てくるということになりますときには、いずれ、そのプラスのということになるんでしょうが、それも、まずは基準繰り入れ内でおさめて、そして最悪の場合が一般的な任意の繰り入れということになるんだろうと思います。

今の将来推計も行っておりますが、これは町の一般会計のほうの、今回もお出ししております新町建設計画の財政計画の見直しにつきましても、ここの任意の繰り出しをしようというふうな推計はいたしておりません。

それは反対に言えば、その公営企業局の公営事業会計のほうにおきましても、その一般会計のほうから任意の繰り出しまで求めなければ運営ができなくなるというふうな試算もなっておりますし、できるだけ健全な経営に取り戻せなければならないと思いますが、しかしながら、大島病院の全面的な改築移転と今回の東和病院の東棟の改築、これになりますと、これから当然、大きな起債の償還が発生してまいります。これは当然、経費のほうに入るわけでございますから、このことを十分、将来の財政推計見込みに取り入れて、そして、なおかつ健全な財政運営ができるようにしなければならないというふうに思っておりますが、このような、この数年間続いてきた一括償却というふうなことは来年度で終わるのではないかと。それから後は、今度は本格的な起債の償還額に対応する財政運営ということになると思いますが、できるだけ、一般会計もそんなに余裕があるというわけじゃございませんので、ぜひとも両方の会計が健全な財政運営ができますように努力をしたいと思っております。

特に、そのことで今すぐに任意の繰り出しまでというふうな財政状況ではないということはお思っております。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件については所管の民生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号を所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

○議長（新山 玄雄君） 日程第7、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（岡本 洋治君） それでは、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定までの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項に規定に基づきまして、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。歳入の合計額を申し上げますと、予算現額157億1,201万6,000円、調定額161億6,674万1,942円に対しまして、収入済額は155億920万9,030円で、調定額に対する収入率は95.9%でございます。

不納欠損額788万8,926円につきましては、1ページ、1款町税1項町民税は79人の183万7,781円、2項固定資産税は152人の468万6,175円、3項軽自動車税は75人の28万9,200円。

11款分担金及び負担金1項負担金では、保育料10人分の107万5,770円の合計となっております。

収入未済額6億4,964万3,986円のうち、事業の繰り越しに伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額1億7,936万8,406円の内訳につきましては、主に1ページの1款町税1項町民税、現年258人、滞納繰越分387人、合計で645人で4,407万8,968円、2項固定資産税は現年が429人、滞納繰越が446人、合計で875人で6,158万5,982円、3項軽自動車税は現年が201人、滞納繰越分187人、合計で388人でございます。302万9,900円。

11款分担金及び負担金2項負担金は、保育料の現年5人、滞納繰越48人、合計で53人の718万2,002円です。

2ページ、お願いします。12款使用料及び手数料1項使用料で、住宅使用料の現年71人、滞納繰越460人、延べ数は531人で5,990万4,097円となっております。

13款国庫支出金の2億5,137万6,000円、14款県支出金の9,529万9,580円、20款町債の1億2,360万円につきましては、事業の繰り越しに伴う未収でございます。

4ページをお願いいたします。歳出の予算現額157億1,201万6,000円に対しまして、支出済額は147億191万3,647円で、執行率は93.6%でございます。

翌年度繰越額5億5,391万7,000円につきましては、6月定例議会におきまして報告しております平成24年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。内訳は、3ページの5款農林水産業費1項農業費で県営農業基盤整備事業のほか1件の3,264万4,000円、3項水産業費で海岸保全整備事業のほか2件の3億4,172万2,000円、7款土木費2項道路橋梁費で道路新設改良事業費のほか2件の1億649万円でございます。6項住宅費の公営住宅一般管理経費で4,796万8,000円、それから4ページの8款消防費1項消防費で消防施設整備事業費の2,509万3,000円でございます。

歳入歳出差し引き残高は8億729万5,383円でございます。

不用額につきましては、その総額が4億5,618万5,353円となっており、平成23年度決算に比べて21%の減となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、41ページからの一般会計の歳入歳出決算事項別明細の御参照をお願いいたします。

なお、以後の各会計の事項別明細につきましても説明は割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額36億8,577万1,000円、調定額37億1,139万6,845円に対しまして、収入済額は35億7,728万3,563円で、調定額に対する収入率は96.4%でございます。

不納欠損額は国民健康保険税の174人で661万8,000円となっております。

また、収入未済額は国民健康保険税の現年929人、滞納繰越分1,070人、合計で1,999人で1億2,749万5,282円でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の予算現額36億8,577万1,000円に対しまして、支出済額は35億7,728万3,563円で、執行率は97.1%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は1億848万7,437円となっております。

また、歳入歳出差引額は0円の決算となっております。

なお、被保険者の状況でございますが、24年度末の世帯数は4,054世帯、被保険者数は6,565人で、加入率は35%でございます。また、1人当たりの医療費は44万953円となっております。

続きまして、認定第3号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億2,448万円、調定額4億2,145万9,271円に対しまして、収入済額は4億2,118万320円で、調定額に対する収入率は99.9%でございます。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の1人で2万2,541円となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料の現年の17人、滞納繰越分5人、合計22人で25万6,410円でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億2,448万円に対しまして、支出済額は4億2,075万9,298円で、執行率は99.1%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は372万702円となっております。

歳入歳出差引残高は42万1,022円でございます。

なお、平成24年度末における75歳以上の被保険者数は5,597人でございます。また、1人当たりの医療費は95万7,911円となっております。

続きまして、認定第4号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳入の予算現額33億1,163万5,000円、調定額32億9,562万8,237円に対しまして、収入済額は32億8,989万1,897円で、収入率は99.8%となっております。

不納欠損額の80万5,920円は、介護保険料の29人分でございます。

収入未済額は介護保険料の現年が74人、滞納繰越82人、合計156人で493万420円でございます。

18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額33億1,163万5,000円に対しまして、支出済額は32億1,225万9,192円で、執行率は97%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は9,937万5,808円となっております。

歳入歳出差引残高は7,763万2,705円でございます。

なお、24年度末の第1号被保険者数は9,109人で、人口に占める割合は48.6%となっております。また、認定者数は2,167人となっております。

続きまして、認定第5号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8億6,710万5,000円、調定額9億3,534万3,298円に対しまして、収入済額は8億6,225万5,436円で、収入率は92.2%となっております。

不納欠損額は0円で、収入未済額は、2款の使用料及び手数料1項使用料で、給水使用料の現年343人、滞納繰越2,093人で7,307万9,862円で2項手数料の8,000円、合計で7,308万7,862円となっております。

22ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8億6,710万5,000円に対しまして、支出済額は8億6,225万5,436円で、執行率は99.4%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は484万9,564円となっております。

歳入歳出差引残高は0円の決算でございます。

なお、給水人口は1万6,626人、普及率は88.7%となっております。

続きまして、認定第6号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億8,758万2,000円、調定額3億8,542万4,783円に対しまして、収入済額は3億7,902万2,483円で、収入率は98.3%でございます。

不納欠損額は68万3,620円で、分担金の滞納繰越分38人で46万5,200円、使用料の滞納繰越分14人の21万8,420円となっております。

収入未済額の571万8,680円の内訳につきましてでございますが、1款分担金及び負担金で1項分担金で受益者分担金の現年17人、滞納繰越で98人で132万6,000円、2款使用料及び手数料1項使用料で現年40人、滞納繰越113人で439万2,680円でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億8,758万2,000円に対しまして、支出済額は3億7,902万2,483円で、執行率は97.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は855万9,517円となっております。

歳入歳出差引残高は0円の決算となっております。

平成24年度末の町全体の下水道集合処理の普及率は38.2%となっております。

続きまして、認定第7号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億3,000万円、調定額3億2,923万1,535円に対しまして、収入済額は3億2,698万1,995円で、収入率は99.3%でございます。

不納欠損額は49万5,320円で、分担金で滞納繰越25人分の43万1,840円と、それから使用料の滞納繰越分4人分の6万3,480円となっております。

収入未済額は175万4,220円でございます。内訳につきましては、1款分担金及び負担金では分担金の現年3人、それから滞納繰越分43人で77万900円、2款使用料及び手数料1項使用料で農業集落排水使用料の現年16人、滞納繰越32人で98万3,320円でございます。

30ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億3,000万円に対しまして、支出済額は3億2,698万1,995円で、執行率は99.1%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は301万8,005円となっております。

歳入歳出差引残高は、繰入金で財源調整を行っておりまして、0円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3,539万6,000円、調定額3,286万9,884円に対しまして、収入済額は3,243万5,532円で、収入率は98.7%となっております。

不納欠損額は使用料の1人で1万9,220円となっております。

収入未済額は、2款使用料及び手数料1項使用料の現年4人、それから滞納繰越分13人で41万5,132円でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3,539万6,000円に対しまして、支出済額は3,243万5,532円で、執行率は91.6%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は296万468円となっております。

歳入歳出差引残高は、繰入金で財源調整を行っておりますので、0円となっております。

続きまして、認定第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額7,776万7,000円、調定額7,448万1,927円に対しまして、収入済額は7,448万1,927円で、収入率は100%でございます。

不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額7,776万7,000円に対しまして、支出済額は7,448万1,927円で、執行率は95.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は328万5,073円となっております。

歳入歳出差引残高は0円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は千円で記入しております。

325ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額155億920万9,000円、歳出総額147億191万4,000円、歳入歳出差引額は8億729万5,000円でございます。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源8,364万2,000円を差し引きました実質収支額は7億2,365万3,000円で決算をいたしております。

326ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額35億7,728万4,000円、歳出総額35億7,728万4,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支も同額でございます。

327ページは後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億2,118万円、歳出総額4億2,007万5,900円、歳入歳出差引額は42万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

328ページは介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額32億8,989万2,000円、歳出総額32億1,225万9,000円、歳入歳出差引額は7,763万3,000円で、実質収支額も同額でございます。

329ページは簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億6,225万5,000円、歳出総額8億6,225万5,000円で、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額でございます。

330ページは下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億7,902万2,000円、歳出総額3億7,902万2,000円で、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額となっております。

331 ページは農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億2,698万2,000円、歳出総額3億2,698万2,000円で、歳入歳出差引額は0円となります。実質収支も0円となっております。

332 ページは漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の3,243万6,000円で、収支均衡の決算でございます。

333 ページは渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額ともに同額の7,448万2,000円で決算しております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度、異動のあった部分のみを説明させていただきます。

335 ページをお願いいたします。

1、公有財産の(1)土地及び建物の減につきましては、久賀中学校及び明新小学校の改修に伴う解体が主な要因となっております。

まず、建物につきましては、木造面積のうち666.95平方メートルの減は、明新小学校講堂の解体が470.95平方メートルで、そのほか浮島小学校の倉庫、それから峠の下住宅及び旧日見ポンプ場の解体が含まれております。非木造の1,712.22平方メートルの減につきましては、久賀中学校の特別教室等の解体と浮島小学校の倉庫新築で1,294.68平方メートルの減、その他施設では、高齢者生きがい農園や白木野活センター等の解体、橘斎場の新築を合わせて405.85平方メートルの減となっております。木造、非木造を合わせて2,379.17平方メートルの減となっております。

336 ページをお願いいたします。

(2)の山林から(5)の有価証券につきましては、異動はございません。

337 ページをお願いいたします。

(6)の出資による権利では、柳井地域広域水道企業団へ3,793万8,000円出資しておりまして、年度末残高は49億4,364万2,305円となっております。

338 ページの山口県東部森林組合出資金の7,000円の増は、配当金の積み立てでございます。

339 ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、車両関係で防災車両のユニック車1台や竜崎温泉等のマイクロバス3台、それから久賀地区のごみ収集車等を購入し、東和病院の患者移送車及び大島病院の救急車をそれぞれ1台廃車、また、社会福祉協議会への貸し出しのリフト車等を廃止した結果、車両台数に増減はありませんでした。

備品につきましては、340 ページの町のホームページ用ほかでサーバーが3台、また、

343ページの橘斎場の棺運搬車等を購入しております。

344ページをお願いいたします。

3の基金、(1)財政調整基金は8億2,929万5,000円の増で、年度末残高は36億3,806万9,000円となっております。

(2)の減債基金は1億5,001万3,800円の増で、年度末残高は5億287万8,000円でございます。

(3)の県収入証紙購入基金は、変更ございません。

(4)の奨学資金貸付基金の1万3,000円の増は、利息でございます。

(5)福祉振興基金の10万9,000円の増につきましても、利息の積み立てでございます。

345ページの(6)国民健康保険基金は、利息の2万円を積み立てて、年度末残高は5,075万9,000円となっております。

(7)の介護給付費準備基金は3,455万6,000円の積み立てを行い、年度末基金は、同じく3,455万6,000円となっております。

(8)のふるさと創生基金は利息を積み立てて、年度末現在高は4億752万5,000円でございます。

(9)の土地開発基金につきましては、土地面積で7,775.01平方メートル増加し、現金で8,595万1,000円減少しております。利息の積み立てを合わせて、年度末現在高は2億7,067万4,000円となっております。

346ページ、(10)の中山間ふるさと水と土保全基金は、変更はございません。

(11)のちびっ子医療費助成事業基金は、取り崩しと利息の積み立てにより1,428万5,000円の減で、年度末残高は1,827万3,000円でございます。

(12)観光振興事業助成基金は、取り崩しと利息の積み立てによりまして1,044万円の減で、年度末残高は3,133万9,000円でございます。

(13)の福祉医療費一部負担金助成事業基金では、同じく取り崩しと利息の積み立てによりまして1,355万8,000円の減で、年度末残高は1,504万2,000円でございます。

(14)のふるさと応援基金は、積み立てと取り崩しを行いまして42万5,000円の増で、年度末残高は550万4,000円でございます。

347ページ、お願いいたします。

(15)外国語活動推進事業基金につきましても、積み立てと取り崩しを行い、年度末現在高は5,009万8,000円となっております。

また、(16)のCATV加入促進事業基金は、利息の積み立てと取り崩しを行い、年度末残高は3,760万4,000円となっております。

以上で、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定までの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な成果を説明する書類を添付しておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前10時46分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の、平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類1ページの決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額がありますが、収入合計43億5,609万9,612円に對しまして、2ページ目の最後の段に、支出合計の最後の段にありますが、支出合計は45億5,893万5,919円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額がありますが、収入合計が16億5,114万9,000円に對しまして、4ページの支出合計は17億5,966万3,357円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、7ページの損益決算書について御説明申し上げます。

これは、平成24年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では10億1,160万4,803円の医業損失となり、医業外収支では7億6,036万7,967円の医業外利益となり、特別利益375万5,550円、特別損失140万7,700円を合わせた当年度の純利益は、2億4,888万8,986円の赤字となりました。

なお、現金収支の伴わない費用であります、減価償却費・繰延勘定除却費・資産減耗費の合計は、4億1,648万7,094円を除いた当年度の利益は1億6,759万8,608円となります。

次に、9ページの剰余金決算書がありますが、借入資本金につきましては、企業債の借入及び

償還に伴いまして、年度末残高が9億4,093万7,211円となりました。資本剰余金のうち補助金につきましては、補助金を財源とした医療機器の廃棄処分に伴いまして81万3,000円を、医療機器に対する国庫補助金及び東和病院東棟改築（耐震）工事に対する補助金の受け入れ4億1,84万9,000円を計上し、資本剰余金の年度末残高が1億4,530万2,152円となりました。利益剰余金のうち、建設改良積立金につきましては23年度の欠損金処理額3億1,248万5,895円を計上し、未処分利益剰余金につきましては24年度の欠損金2億4,888万8,986円を計上し、利益剰余金の年度末残高が2億1,557万1,796円となりました。

次に、11ページの欠損金処理計算書につきましては、議案第1号の補足説明を申し上げましたが、平成24年度欠損金を建設改良積立金から繰り入れ補填しております。

次に、13ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、平成25年3月31日時点の財政状況をあらわしており、14ページの資産合計は2億1,643万6,926円、負債合計は1億5,489万9,653円、15ページの資本合計は1億8,615万7,273円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、17ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しております。

平成24年度決算は赤字決算となりましたが、3病院を堅持し、地域医療を守るためにも経営改善に全力を挙げ、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思います。

認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでお願いします。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まあ、質疑をするほうからすれば、総括的、大綱的というのはど

こを指すのか、委員会審議でどこへいくのか、いう格好で、非常に難しいということがあります。基本的には、本会議は、付託される前については、どの内容についても所管あるいはどの部分についても質疑を行っていいというのが議会ルールです。ぜひ、よろしくお願いいたします。

まず第1点は、いわゆる町税関係であります。先ほど、不納欠損については補足説明の中でありました。それで、実際的には、いわゆる町税関係は5年、いわゆる5年をもとに判断して不納欠損としたのか、それとか死亡も発生すると思います。その辺はどういうふうに見ておるのかという点を聞きたいというふうに思います。

また、町税関係で、実際的に24年度中にいわゆる町税が入ってきますが、法人何件も含めてですが、実際的には、町税の場合には給与所得、年金所得、そして農林漁業という区分けがされておりますので、まず、その点について御報告をお願いしたいというふうに思います。それが1件目です。税務課関係です。

そして、総務課関係でお聞きしますが、実際的に、いわゆる職員給与費は基本的には下がってきております。それで、しかし、その単年度で見た場合に、当初、24年度で、何人で、何人の職員体制でいきましたと。これ、まあ、一般会計ですから特会及びそのほか除きますが、一般会計で年度当初、予算上何人の体制で運営しようとしたと。それで、退職者が何人で、実際的には新規採用が何人だったというのが、24年度の1年間の流れとして、職員体制として報告を求めたい。これが2件目です。

そして、3件目が、実際的にここに入るということですから財産の調書で聞いておきたいというふうに思いますが、実際的に調べてみますと、3カ所を購入されたということであります。3カ所。年度中に3カ所。それで、実際的には、基本的には、土地開発基金を購入財源にした場合は、なかなか議員はわからんわけです。それで、実際的にその部分が、例えば、どういうところに当たるのかというのが非常にわかりにくい部分があります。例えば、B&Gの残りの部分については、旧大島町の議員ですから、当然、ああ、あそこのところが土地開発基金で買われたのかなと。残った部分はね。B&Gんとこ。それで、実際的には、ああ、あそこが一部残っちゃったんかというのがわかりますが、旧町以外のところはわからんわけです、実際的にですね。ですから、面積と購入目的等を御報告いただければというふうに思います。これが2件目です。あ、3件目に入るか。

それで、3件目が、財政になれば、いわゆる交付税関係、これも毎回聞いておりますが、基準財政需要額及び基準財政収入額、これを聞いておきたいというふうに思います。特に、町長が先ほど報告されたように、例えば、市のレベルだったら普通交付税の対象になるが、実際的には特交の対象になる。そのことによって、実は、経常収支比率が悪くなってきちよるというのが先ほど言われました。それで、私たちも、当然、ちなみにですね、当然、普通交付税で算定すべきだ

って、基準財政に、財源のほうにね。財源でなくて、財政のほうに入るべきだというのが私自身の考えであります。何で、それじゃ、市がそうあって、まあ、交付税法の中に入るんかどうかもわかりませんが、何で町村がやった場合がいわゆる特交なのかということも、もう少し報告いただければよろしいのではないかというふうに思いますので、以上、概略、4点についてお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） ただいま御質問のありました広田議員さんの、まず、24年度の各給与所得の内訳、それから滞納処分、いわゆる不納欠損の考え方につきまして御説明をさせていただきます。

ちょっと順番入れかわりますけれども、まず、平成24年度の各給与所得の状況につきまして御報告、御説明させていただきます。

まず、これは平成24年度の当初賦課ベースの数字でございます。給与所得、納税義務者数が4,356人、総所得金額104億7,546万2,000円。営業所得462人、12億828万1,000円。それから農業所得148人、1億7,962万円。その他の所得2,229人、総所得金額27億9,748万4,000円。それから、最後が譲渡所得でございます。31名、1億3,691万円ということになっております。

それから、2点目の、不納欠損に係る今現在の考え方といいますか、対応のことでございます。

先ほどお話がありましたように、不納欠損、5年を超えたもの、それから滞納処分停止後3年を経過したもの、それから、滞納処分の停止後に即執行停止をして欠損するという、この3通りでございます。税務課におきましても、いろいろと納期限を過ぎて延滞金がかかるというふうなことで、いろいろと滞納整理等を行っております。で、さまざまな個別の案件に対しまして、いろいろと鋭意、その方々のいろいろな条件等も酌み取りまして対応しているところでございます。

通常5年経過、地方税法の18条ということになるわけなんですけれども、このあたりにつきましても、単純に5年を経過するというのではなくて、その中で、さまざまにいろいろと当該滞納者の方とのいろいろな折衝、そういったものをやりとりをして、どうしてもなかなか難しいという部分について、やむを得ず18条の1が適用されて、5年経過後不納欠損ということになっているところでございます。

それと、後の、滞納処分をしまして執行停止、あるいは執行停止をして3年経過、ないし執行停止をして即欠損というこの部分につきまして、地方税法の第15条7が規定されるわけなんですけれども、このあたりにつきましても、全ての情報を収集しまして、当該本人さんが資産があるなし、そういったもの、金融機関に対していろいろな調書、そういったものを全て請求しまして、全ての総合的な見地からやむを得ないと判断した場合のみ執行停止、3年経過あるいは即不

納欠損というふうな経緯を取つとります。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） まず、人件費のことについてお答えいたします。

24年度当初は、278人で当初予算を計上しておりますし、決算も278名分で行いました。で、24年度は採用を10人し、退職が23人おりました。

続きまして、公有財産ですけれども、土地開発基金で購入いたしましたのは久賀の生涯学習村付近。面積で言いますと1,446平米。それから、西三蒲B&Gのプールのあたりですけれども1,603平米。それから、西安下庄いろはの土地ですが360平米。以上、6筆になっております。

それから、交付税の基準財政需要額と収入額でございますが、基準財政需要額は89億6,043万9,000円でございます。収入額は13億2,538万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 福祉事務所関係経費の扶助費ですか、これに当たる一般財源が何で特交なのかということでございますが、私どもも普通交付税で措置していただくように毎年毎年要求なり意見は国のほうに申し上げております。であります。今、現時点での国の回答といたしましては、もちろん法律で定められた形だからというのが前提ではありますが、普通交付税のほうに町村部分を持っていくっていうのは、まだ事例として少ない、ということが私のほうには回答として来ております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 再質問であります。実態として、かつて土地開発基金の活用については、いわゆる公共用に資するための先行取得というのが流れでありました。それで、実際的には、今、聞いておきますと、先行取得して何をやるんだろうかという疑義があります。例えば、久賀の場合。例えば、あの場合は椋野と違って、いわゆる借地契約をした上で、その上に住宅を建てたというのが、まあ、一面的経緯の見方かどうかはわかりませんが、実際的にはそういうふう聞いております。今回、久賀で買うというのが、面積比率、全体、例えば、さっき1,400言われましたかね、あそこの地域が1,400余り買いますよということを言いましたが、実際的には、例えば、住宅用地部分が幾ら、住宅、上に建っている部分が幾ら。それで、いわゆる、その隣接する空き地ですよね。どういうふうな言い方をしよるかわかりませんが、例えば、駐車場ということで町が買うとすれば、面積比率は実際的にはどういうなんか。また、そこ

の用地を買うということは、どういうふうに活用しようとするのかいうのが非常に不明なんですよ。例えば、駐車場用地にするんじゃないかと、具体的にですね、そういうのが決まっておれば、また違うかもわかりません。そこに、いわゆる、住宅があるわけですからね。ただ、あそこを見てわかるように、結構、住宅の中にも入れております。それが久賀の分です。

それと、もう一つは橋の分。これは、橋の分もですね、やっぱり先行取得なら、やっぱり先行取得のような目的があったんじゃないかならうかというふうに思うんです。その点について、先行取得の判断ですよ。それは、どういふなっちょるんか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 土地開発基金で取得するときの目的でございますが、これは、ちゃんと条例に定めてある、その条例の中に先行取得できる状況っていうのはちゃんと網羅してありますので、それに基づいてから先行取得をしてるわけでございます。

今の久賀の件でございますが、久賀は、実は、取得をせずに借地契約でもってからその建物を建てておる。そして、今おっしゃられましたが、御質問がありました、住宅部分とそれに関連する部分の区分けはどうなのかというお話でございますが、全て町営住宅用地としておりますので、特に、その中が住宅用地とその住宅関連用地としてからおいてあるわけじゃなくて、八幡地区の場合につきましては、全ては住宅用地として借地がされておる。その中に住宅もあるし、一部、駐車場とか駐輪場とか、一部は公園とか、いろいろなものありますが、これは、私たちは、取り扱いとすれば全てが八幡住宅用地というふうに捉えております。

その中の一部について、地権者のほうとの話し合いの中で取得をしなければならない状況が起こってきたということで、土地開発基金を使って取得をさしていただいたということでございます。土地開発基金で取得しておる中には、土地開発基金の中には、当然、現金と土地というものがあつたわけでございますので、財産があるわけですが、当然、いずれかの時点では一般会計に買い戻して、行政財産でありますので、買い戻さなければならないというふうに思っております。

これは、ちょっと、今からすごく大きな問題になってくるんだらうと思います。このように、これは、ちょっと地権者との話がいろいろありまして、急遽予算化するまでもなく、早くも買い取らなければならないという状況がありましたので、これは、その八幡の住宅の一部です。しかしながら、この話がほかの地権者にどんどん出てしまいますと、今度は、私も私も、もう借地じゃなくて買い取りにしてくれというふうな話になったときには、これは、町の今の財政状況で、全て久賀地区にあります借地たくさんありますので、これを全て1回、それは土地開発基金じゃとっても買えるような額じゃありませんので、土地開発か一般会計かで、一般財源かで買うということになりますと、それは、なかなか今すぐにはできないというふうに思っておりますので、少しずつでもその財源が確保できれば、土地開発だけではなくて、一般会計でも買い戻しておか

なければならぬ状況になってきたんだというふうに思っているところでございます。

橘の件でございますが、橘の件につきましては、もう既に、旧いろは旅館の土地でございますが、既に競売から個人の方が取得をされておられました。町とすれば、旧橘の安下庄地区の非常に立地のいい場所にあります。そして、西側も町有地です。そして、南側も町有地であります。前は県道、横は町道という形に囲まれた地域でございます。そして、いずれ、特別に、その個々、より具体的な利用目的というよりも、大きな感覚として、感じとして、安下庄地区の町有地の財産としておくべきだということが一つございました。

もう一つは、当然、目的がなければできないわけでございますので、先行取得ということもございました。その先行取得の中には、いろいろな、こういう使い方こういう使い方もございます。一つには、特に、その具体的にどこのそこの代替用地ということはございませんでしたが、非常にいい土地なので、例えば、県道や町道の改修工事の立ち退きが起こるときの代替用地にも当然使えますし、また、当時、橘庁舎の解体をして、そして、橘総合支所、今の規模からいくと、もう全然小さな規模の総合支所のみを建てかえを計画しているわけでございますが、その位置としても検討もしておりました。いろいろ、この状況からして、今現在は、取得した後は、この地域の駐車場に、今、整備をするということで、当初予算でも議会でも御議決をいただきましたので、今、駐車場にすべく工事を発注しておるところでございます。駐車場であれば、将来また別の用途にもいつでも変更できるということでございますので、そのような形で、今、橘のいろは旅館の跡地については取得をさしていただいております。

土地開発基金は、額が、そんなに大きな額を積んでおるわけではございませんので、そんなに、土地開発基金の本来の目的、本来の目的というか、目的はたくさん書いてありますが、本来の、例えば、先行取得をしとってどんどん工事を進めていくという、従来どおと、バブル期のような状況では、今なかなか土地開発基金は使いにくいという状況になっておまして、以前であったら、土地開発基金じゃ使い勝手が悪いからっていうんで土地開発公社をつくっておったという旧町の町の何件もありましたが、今、現在は土地開発基金で運用できるという状況になっております。

しかしながら、先ほど申し上げました、すごくたくさんの借地がありますが、これをいかにしてですね、土地開発基金だけじゃないんですが、一般会計でもそうなんですが、できるだけ早く解消しなければならないということがありますので、今後とも、この土地開発基金や、また一般財源でもって、この借地でもって、かたいものがついちよるですね。例えば、グラウンドとか駐車場だったらいつでも改修できる状況なんです。例えば、もう、住宅とかいろいろな施設とかが建っておるところについては、できるだけ町の底地である土地も町有地にしておくべきだというふうに思っておりますので、土地開発基金だけではなくて、皆さん方とも議会とも相談しながら、

できるだけ町の固有の財産にしておきたいというふうな気持ちでおるところでございます。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 今の関連質問ですが、今、町長さんが、あれですよ、いろはの土地は競売物件だったというお話でございましたが、実質買われたのは1,500万円、1,495万4,000円ぐらいで、今度、町が買われたんだろうと思うんですが、当時いろはさんが破産して競売、これ、銀行かどっかが競売にかけたんだろうと思うんですが、この当時の競売価格はどれぐらいであったんか、できたら教えてほしいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ここに、今、正確には持っておりませんが、お話を聞いたところによりますと、900万円弱だったというふうに聞いております。当時は、今でなくて、ずっと、数年前の話でございまして、当時は、当然、その上に上物の旅館が建っておったわけでございます。当時、私たちもちょっと、いろいろな方面から、町が本当に必要であったら、その競売に参加すべきではなかったのかというふうなお話もいただきました。しかしながら、町は、一般の民間の皆さん方と競争しながら競売に参加して土地を取得するという方法は、よっぽど、まあ、やっていけないことはないと思いますが、その競売物件をずっと、その、どういいますかね、出てくるものしょっちゅう目を光らせて見ておって、それに競売に参加するというようなことはいたしておりません。

そして、もう一つは、今回、今おっしゃられましたように、900万円弱から1,500万円弱ということで買収したわけでございますが、しかしながら、これについては、もう底地だけの土地だけにしてほしいということで申し上げました。何かといいますと、町が解体工事を発注しますと非常に高い価格になるという可能性があるということもございまして。そして、また、土地だけの評価ならすぐできますが、建物をつけた評価っていうのはなかなかできないわけでございますので、むしろ、あの土地だったら建物がついちよるほうが当然マイナスになるというふうなこともございまして、建物は無い更地にしてからやっていただいたということでございます。

そして、その評価額のことでございますが、当然、平成17年から平成22年ですか、そのあたりで、町が、あの、全くあの土地なんです、このすぐ隣の土地なんです、町が買収して売る土地。そして、また、町有地を今度は、これは言ってもいいんですが、JA山口大島に売っております。これらの土地の価格と比較して同じような価格で、売却したものと同じような価格で買収をしたということでございます。

○議長（新山 玄雄君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 価格的には、現在の価格で買うたっていうことですが、売ったほうからいうたら、900万円が1,500万円になって、解体費が600万円かかったっていう

ことですよね、本当は。金利は今ゼロと考えてですね。現在の状況で。ちょっとあんまり高過ぎるんじゃないかと思って質問したんですけど、実際的に何平米あったんかようわかりませんが、解体で坪当たり3万円なら3万円で計算して、解体費を計算したらなんぼぐらいになるんか、ちょっと教えてほしいと。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 競売で落とされたその方は、当面はあの建物がついた状態で評価をされて、例えば、あの建物が評価に値したのか、またはマイナスの評価に値したのかっていうのは、これはちょっと私たちの推測でしかないんですが、その競売で取得された方は、その後、貸別荘のような形で利用しておられたわけですね。その方とすると、あの競売物件というのは、実は、裁判所が出した基準価格がございしますが、多分それに近い価格で落札されとると思います。そして、町のほうは、その建物が利用価値があるかないかということもございしますが、私たちが見たところ、当然、町は取得しても、あの建物は全く町としては利用することがないということで、建物があれば町は多分買わなかったと思うんですが、更地にするということで買わせていただきました。だから、競売で落札された価格とプラス解体費用を足しますと、それは、私たちが評価した額よりは低いんかもわかりません。

しかしながら、町は、その一つ一つの土地の物件ごとに、取得した価格と解体費用を乗せて町が買収するという交渉はいたしておりません。例えば、これが反対に、価格が1,000万円で解体費が1,000万円かかって2,000万円かかったんですよという地権者が言われたとしても、私たちは、その地域の評価額、県が示しておりますが、その評価額に合わせて、それで交渉し、それで合意に至れば買収するということとございまして、今、おっしゃられたように、1,000万円で買われて500万円以下で解体したら、その部分は競売で取得された方がプラスになっておるといふこともあると思います。

しかしながら、私たちはその土地の取得の経緯によって単価を変えるということはいたしておりませんし、そういうふうになりますと、これから先、公共用地の買収というのはできなくなりますので、できなくなるちゅうか、価格は全部変動しますので、それはできないということとございまして、県の公示価格に基づいた、また、過去に町が取得した評価額から年数がたちますと、それによってから変わりますので、それらを勘案して標準的な価格で取得したというふうにしております。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1つは、実際的に、事業実施の状況について、影響について、まず第1点が、いわゆる住宅リフォーム助成事業であります。金額的には載っております。それで、実際的に件数や影響額をどのように捉えているのかというのが1点です。その点で答弁を求めておきたいと。これは、24年度は2年目です。25年度が最終年度ということになっておりますので、24年度の状況を聞いておきたいというふうに思います。

それと、2点目として、町の外郭団体で、実際的にいろんな団体、各種団体があります。それで、今、御承知のように、いわゆる収益的事業をするものについては、これは税務署で調べてほしいんですが、収益的事業をする場合については、利益のあるなしにかかわらず赤字であろうと、いわゆる、税を納めにゃいけん、というのが実際的な基準になっちゃうんじゃないかというふうに思います。それで、町の外郭団体でも、収益事業と、これ各課にまたがりますからそれぞれ答弁してほしいんですが、収益事業をする団体と、いわゆる収益事業をしませんよと、ほとんど人件費ですよという、いろんな団体があるんじゃないかというふうに思われます。そういう中で、各所管課にまたがると思いますが、一体どういう状況なのかということ、これはすぐ答弁せって言ったら無理かもわかりませんが、議長において、どういう状況、取りまとめしてからですね、ぜひ、報告をお願いしたいというふうに思うんです。その取り扱いは議長に任してよろしいでしょうか。（「もうちょっと具体的に」と呼ぶ者あり）

いや、いわゆる補助団体がありますよね、補助団体が。町から補助金を支出する団体があります。（発言する者あり）いろんな団体があると思うんですよ。（「リフォームの話じゃないんですか」と呼ぶ者あり）それで、うん、（「リフォームの話じゃないんですか」と呼ぶ者あり）いや、それ、1件目で言うたら。住宅リフォーム、1件目で言うたら。（発言する者あり）2項目目。ごめん。（発言する者あり）じゃけえ、それと、答弁、先する。じゃあ、なしに。（発言する者あり）

○議長（新山 玄雄君） じゃあ、休憩します。

午前11時40分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開します。

○議員（4番 広田 清晴君） いろんな団体に対して町補助が出ております。それで、町補助が出た団体が全ていわゆる収益団体とは思いません。補助金を支出した中で、これは調べてみてほしいんですが、収益を行った場合、これは早くいえば、税務署に届け出をして、そしていわゆる赤字であろうと何であろうと、町に対してだったら均等割等が支払われるということが必要になってくるんじゃないかと。これも税務課自身が実際的に判断しちよるんかどこかあるんかわかり

ませんが、実際的に各課にまたがって、いわゆる補助団体があると思います。そういう補助団体の中で収益事業を行った場合は、当然、届け出義務が発生するんじゃないか。そうすると赤字でも均等割は払わなきゃいけないようになるんじゃないかという危惧はしております。

それが、大体どのぐらい収益事業があるのか。また、どういう状況なのかということで答弁ができれば、それは答弁を求めたいと、これが2点目です。

そして、こまい話ですが、農家にとっては大変なのが3件目、イノシシ対策です。

御承知のように、途中、補正等で議論してきましたが、実際的には対前年度より大体300頭もつれ、多分ふえちよるんじゃないか、捕獲の頭数はふえちよるんじゃないかというふうに、私の記憶違いじゃなかったら、そういうふうに認識しております。

しかし途中、一般質問でやったように、例えば捕獲頭数が多くても、ふえたとしても、それ以上繁殖していったらどうにもならないというのが、あ那时的議論じゃったと思うんですよ。それで実際的に当初予算で予算をつけて、補正で予算つけるという流れの中ですが、実態として農家が困るとる、いわゆるイノシシ対策について、どういうふうに、どういう状況と、いわゆるとります繁殖というのをどういう状況というふうに捉えておられるのか。

その3点について聞きたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 住宅リフォームの関係でございますけども、住宅リフォームの関係で町から補助しておりますのが、1,723万3,000円補助しております。これは件数にしますと287件、対象工事で申しますと2億5,635万円。これが経済効果として上がってきてると思います。

それと、イノシシのほうですけども、イノシシにつきましては、今年度998頭、タヌキが190匹、カラス160羽ほど捕獲しておりますけども、昨年との、25年の4月から7月までの、対前年で言いますと、今年度が7月末現在同時期でございますけども、24年度が170頭とっております。それに比べまして、今年度同時期でございますけども、336頭、約倍近く捕獲している状況でございます。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） 先ほどの広田議員さんの、いわゆる任意団体に係る法人町民税等の申告に関しまして、御説明ちょっとさせていただければと思います。

今現在、平成24年度の決算状況で、法人納税義務者数278社ございます。これはあくまでも法人格を持っている法人でございまして、いわゆる登記をしている法人。で、今議員さんのお話のありました団体といいますのは、いわゆる任意団体——人格を持たない団体ということにな

ります。

それで、そういうふうな任意団体につきまして、税はどうなっているのかという今現状ですけれども、平成20年度の税制改正によりまして、いわゆる人格を持たない団体、いわゆる任意団体につきましては、その団体が収益事業を行う場合はみなし規定で法人格を持つ団体——法人と同じように国税、県税、町税が全て課税されるということになります。

ただし、収益事業を行わない法人、これにつきましては、まさにその名のとおり、町県民税におきましても均等割もかからないというふうな状況になっております。これは平成20年の4月1日から施行ということになっております。

今現在、議員さん言われますように、町内におきましてはいろいろな、さまざまな任意団体がございます。その件につきましては、今後、いろいろと税務課のほうでも鋭意調査をしていきたいというふうに考えております。

実際に収益事業に該当するのか該当しないのか、この判断につきましては、国税がベースになっております。全て国税をもとに、国税の判断によりまして、それから県税、町税というふうに従うといえますか、規定がどんどん、その今の実態の法人につきまして流れていきますので、まずは国税が規定しております収益事業に当たるか当たらないか、そのガイドラインがございます。それをある一定のガイドラインをもとに、全町域で、全町内レベルで税務課としまして聞き取りといえますか、ヒアリングをしまして、該当とおぼしき任意団体が判明した場合には、できるだけ速やかに国税のほうに相談をしていただければというふうに、いろいろと促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今この農業関係、農業だけじゃもうないような状況でございますが、そのイノシシの被害対策のことについては、非常に大きな問題となっております。中には人口より多い頭数が既におるんじゃないかというふうなお話もございます。一つ一つプレートつけちよらんで何匹おるかわかりませんが、しょっちゅう、もうその道路でも出くわすというような状況でございます。先ほど産業建設部長が報告しましたように、昨年の中現在での捕獲数だけ見ましても3倍近いような捕獲数になっておるにもかかわらず、そういう状況でございます。

そして、町からの柵の助成も行っておりまして、相当な篤農家におかれましては柵を設置しておりますが、柵を設置しておいても、なおかつ破られて入ってくるというふうな状況もたくさん起こっております。もう大島郡の中ではサツマイモはつくれんのではないかというふうな状況も起こっているようでございます。

そしてこれは、ぜひとも議会の中でも産業建設常任委員会とか、または地域活性化の常任委員

会でも、ぜひとも今までのような取り組みではもう多分対応できないんじゃないかというふうに思っております。私たちが山口県町村会を通じて県にも、または今の政権与党であります自民党にも、いろいろな対策についての年間の新年度に対する要望も出させていただいております。

しかしながら、捕獲に対する捕獲者、言うなればうちだったら猟友会なんですけど、猟友会を通じて1頭につき幾ら幾らの助成をするというやり方もしております。新年度に向けて、国の捕獲に対する助成事業も取り入れて、1頭当たりの助成単価をもっと上げていこうじゃないかということもやっておりますが、しかしながら、それをやったからといってからどんだんだんだん捕獲をする人がたくさんふえてきておるちゅうわけでもございません。前にも御説明したと思いますが、免許を持ちよる方がたくさんおられても、実際にその活動をしてどんだんどんだんという方は、その免許所有者とは全然違う数字になっておるということもあるわけがございます。

それで、わなとか——箱わなとか、くくりわなとかいうことではございますが、実はもうそれでは本当に対応できんんじゃないかというふうに思っております。そうだからといって、それじゃ何かいい策があるのかと言われますと、非常にないんですが、これからの要望に対しては、私たちはもう少し実際の本格的なそういう研究機関に対して、もっと効果のある捕獲方法はないのかということをもっと、こう、動物関係の研究をしておるような大学等でもっと研究してほしいということも陳情の中に入れております。

例えばの話、例えばゴキブリはにおいでちゃんと呼び寄せてから捕獲するちゅう箱がありますが、あのようにイノシシが本当にわつにおいで寄ってきてから、それを一網打尽にするというようなことがなければ、山の中に入って行って、そのイノシシの通る道にわなを仕掛けて、それもその捕獲者も物すごく大変だと思うんですね、夏の、真夏の暑いときに、その近くでならいいんですが、山の中にずっと入って行って実際にかかっているかどうかを全部確認して歩く。一人が30カ所までわながかけられるそうですが、実はその道路端で、車で行ったりバイクで行ったり、ぱっと見れるとこじゃったらいんですが、ずっと山の中まで入って行ってからやるということになりますと、相当猟友会のほうも高齢化しておりますし、なかなか有効な手だてが打てない。

しかしながら、物すごい頑張ってくださいしておりますから、それだけ捕獲数は伸びるとということについては、十分にわかってるんですが、やっぱりこれは議会のほうでもぜひともそういうことも御研究をいただきたいと思っております。私たちが自分たちだけではなくて、そういう動物を研究しているような研究機関にももっと有効な捕獲方法を研究していただきたいということも新年度の要望にも出しておるところでございます。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第3号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第4号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第5号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第6号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） この後、下水事業、農村集落排水含めて、所管が一つですから聞いておきたいと思うんですが、きのう、おとついでしたか、調べたら、町内のいわゆる下水事業を行う場合、言ったら水洗化のための利子補給制度があるということが出ております。これ事業課全部一緒ですから、まとめて答弁をいただいたらというふうに思います。そのほうが整理がしやすいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 水洗化に伴います利子補給制度がございます。これあの平成24年度、まず公共下水事業特別会計のほうですけども、平成24年度で2件、2名ですね、継続して2件でございます。農業集落排水のほうで、24年度でこれも同じく継続で2件という実績でございます。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 分担金の不納欠損額26万5,200円計上されておりますが、さきの久賀大島地区の下水道整備計画の準備説明会において、分担金は5年、あるいは一括、分

割で徴収されるというような説明であったと思いますけども、この不納欠損、5年経過ということで、どの時点からの5年経過というふうに考えたらいいかどうなのか。

それとこの件数と、さらに分担金も未払いであると。あるいは、使用料も未払いというような方が多いのかどうかはちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 下水道関係の不納欠損の御質問でございますけども、これ、法定の時効5年経過したものでございます。それがどの時点から5年かということでございますけど、当然この納期が到来してから、ですから分担金というのはその5年間で分担金を払っていただきますけども、それを年4回、1年が4回です。合計20回で分割して納めていただくわけなんですけど、それぞれ納期が到来してから5年が経過したものが不納欠損として、時効5年の不納欠損として上がっておるということでございます。

不納欠損の件数ですけれども、対象人数としては38名、期数としては123期分ということでございます。

○議長（新山 玄雄君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 分担金も支払ってないということで、使用料の件はどうでしょうか。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 失礼いたしました。使用料も全く同じ考え方でございます。納期が到来した時点から5年経過で不納欠損でありますし、これの人数ですけれども14名で、期数としたら53期分ということでございます。（発言する者あり）

済みません、補足して御説明いたしますけど、例えばですけども、分担金を不納欠損で——納入がなかったということで不納欠損で落としておって、その後、例えば下水にまた接続したいというようなことがありますと、当然、それから分担金をまず納めていただかないと、下水への接続はできないということになります。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

まず最初に、先ほど吉田議員の質疑に対して、答弁の補足というか確認がございますので、奈良元環境生活部長よりお願いします。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 先ほどの下水の分担金の使用料等の関係での御答弁をさせていただいたんですけれども、先ほどの答弁の中で、既に分担金に未納があったら、下水、それを納めなきゃ接続しないというふうに、ような理解をされるとちょっと困りますので、分担金が未納だったら、要するに下水接続しないよというようなことではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） それでは、議事進行いたします。

認定第7号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第8号平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表のとおり、所

管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17. 議案第2号

日程第18. 議案第3号

日程第19. 議案第4号

日程第20. 議案第5号

日程第21. 議案第6号

日程第22. 議案第7号

日程第23. 議案第8号

日程第24. 議案第9号

日程第25. 議案第10号

日程第26. 議案第11号

○議長（新山 玄雄君） 日程17、議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から、日程第26、議案第11号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に7億2,470万3,000円を追加し、予算の総額を149億6,482万4,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の設定を、第3条により地方債の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお開き願います。

歳入につきまして、8款地方特例交付金は、交付額の決定により、減収補填特例交付金を204万5,000円増額するものであります。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額が75億5,459万6,000円と決定されましたので、2億5,459万6,000円を追加計上するものであります。

12款使用料及び手数料は、橘斎場利用者の状況から使用料を増額補正するものであります。

13款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は、和田地区の町道油宇和田線の災害復旧事業に係る災害査定が終わりましたので、これに伴う国庫負担金を新規に計上するものであります。

14ページ、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、再編交付金及び地域の元気臨時交付金において、交付限度額が内定されたことによる増額の補正を行うものであります。

14款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金は、水価安定補助金の額が確定したことに伴い減額の補正を行うものであります。

4目農林水産業費県補助金は、国の事業再編に伴う予算の組み替えであります。

5目商工費県補助金は、地方消費者行政活性化事業の要望が採択されましたので、新規に計上するものであります。

3項県委託金は、瀬戸内海海区漁業調整委員選挙が執行されなかったため、委託金を減額するものであります。

15ページ、17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを3億1,587万円減額し、財源調整を行っております。

18款繰越金は、平成24年度からの繰越金を7億1,365万3,000円追加するものであります。

19款諸収入3項貸付金元利収入5目地域総合整備資金貸付金元金収入は、前年度において貸付金の変更が生じたため、償還される元金収入の減額を行うものであります。

4項雑入2目雑入につきましては、消防団員安全装備品整備等助成金では、事業採択による新規計上を、スポーツ振興くじ助成金は、事業内示に伴う減額を、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分は、確定に伴う精算額をそれぞれ補正計上するものであります。

16ページ、20款町債1項町債4目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額計上を、5目合併事業債は、地域の元気臨時交付金の財源充実に伴う合併特例事業債の充当額調整を、6目災害復旧事業債は、現年度道路橋梁補助災害復旧事業の財源として新規計上であります。

17ページからは、歳出であります。

その主なものを御説明いたします。

1款議会費は、議会運営経費において、事務量の増加に対応するための臨時職員賃金58万8,000円を新規に計上するものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、一昨年、昨年に引き続き、東日本大震災を被災し、福島県いわき市の仮設住宅での生活を余儀なくされている方々へ、本町の特産品であるみかんをお届けする経費の新規計上であります。

また、手数料52万5,000円は、顧問弁護士への手数料の追加計上であります。このところ法律的な相談にとどまらず、専門的な知識や対応をしようとする文書作成の事例も多く、これに対応するものであります。

2目文書広報費は、防災行政無線の定期検査について、中国通信局からの指示に基づく検査を

受けるため、検査業務委託料を新規に計上するものであります。

5目財産管理費は、基金管理経費において、地方財政法第7条第1項に基づき、財政調整基金へ4億1,059万9,000円、また、減債基金へ1億円を積み立てようとするものであります。

6目企画費は、周防大島高校を支援する会補助金を73万6,000円追加計上するものであります。これは、周防大島高校の学習環境の向上への取り組みとして、新たにサテライト授業の導入を支援したい旨の要望があり、これに対応するためのものであります。

18ページ、7目支所及び出張所費は、主に地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費の工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加計上しております。

また、久賀支所経費の工事請負費では、前島公民館の空調設備が不良な状況にあり、改修工事費30万2,000円を追加計上しております。日良居出張所経費は、玄関部分の雨漏り対応の修繕費を計上しております。

19ページ、2項徴税費2目賦課徴収費は、延滞金制度改正に伴う滞納整理システムの改修費157万5,000円の新規計上であります。

4項選挙費4目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費は、当該選挙が無投票となったため、歳入予算とともに減額を行うものであります。

20ページ、3款民生費1項社会福祉費5目介護保険対策費は、介護保険利用者負担軽減事業の過年度精算による償還金の計上であります。

21ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、人事異動による職員配置に伴い、不要となった賃金の減額を行うとともに、健康福祉大会参加者に配布するシンボルマーク入りのエコバックの購入経費と、これまでの実績を考慮し、離島の救急患者輸送委託料を、それぞれ追加計上するものであります。

3目環境衛生総務費では、環境衛生総務一般経費において、これまでの申請状況から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を50万円増額計上するとともに、簡易水道対策事業において、柳井地域広域水道企業団が新たに広域企業会計システムを構築するに当たり、繰り出し基準に基づく補助金59万円を追加計上するものであります。

4目火葬場費は、大島斎場の全熱交換器の修繕費及び、橘斎場利用者の増加に伴い、不足が見込まれる委託料等を追加計上するものであります。

22ページ、5款農林水産業費1項農業費5目農地費では、県営農業基盤整備事業において、戸田地区が、新たに耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業に取り組むための調査事業負担金50万円を新規に計上するとともに、広域農道管理事業において、京ヶ迫トンネル非常通報装置の電光掲示板が、鳥獣被害により最下段部の表示が不能となっており、これを修繕し、防鳥資材を敷設する経費88万2,000円を計上しております。

7目農村環境改善センター費は、油田センターの合併浄化槽及び白木センター事務室の空調設備改修経費をそれぞれ計上するものであります。

3項水産業費2目水産業振興費は、水産振興対策事業において、国の事業再編に伴う新たな事業、水産多面的機能発揮事業の事務費20万2,000円を新規計上し、また、油宇地区の燃油タンク補修改修工事及び、浮島、樽見地区漁船巻き上げ施設の改修工事にかかる漁業経営構造改善事業補助金80万円を追加計上するとともに、事業再編により実施しないこととなりました、環境生態系保全活動支援事業を減額補正するものであります。

23ページ、3目漁港管理費は、油田漁港油宇地区の防風林の剪定及び前島漁港用地の環境整備のための委託料75万円、また、漁港施設の改修費として、逗子物揚げ場の修復工事、三蒲漁港海岸杉本護岸改修工事及び油田漁港油宇地区漁港用地舗装工事の工事請負費3,700万円の追加計上であります。なお、油宇地区漁港用地舗装工事の財源として、地域の元気臨時交付金の充当を予定しております。

4目海岸保全事業費は、森野漁港和佐地区の海岸保全整備工事の附帯工事として、工事費200万円の追加計上であります。

24ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費は、地方消費者行政活性化事業の採択を受けて、悪質訪問販売お断りのステッカーを全戸に配布するための作成経費27万8,000円及び、町有地または町有施設の有効活用として、太陽光発電設備の設置による、電気事業化に取り組むことの調査検討委託料50万円を新規に計上するものであります。

2目商工業振興費については、ウィンドパーク管理運営経費において、空調設備及びコインシャワーの改修費268万円を、竜崎温泉管理運営経費において、温泉設備の補修及び浴室・洗い場付近漏水工事のための工事請負費319万3,000円の計上であります。

3目観光費は、観光一般経費において、道の駅サザンセトとうわ駐車場舗装工事のための委託料94万9,000円及び工事請負費2,900万円を、公園管理経費では、飯の山展望台の給水設備及び展望台の補修費60万円をそれぞれ計上しております。なお、サザンセトとうわ駐車場舗装工事につきましても、地域の元気臨時交付金の充当を予定しております。

25ページ、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、住宅リフォーム資金助成事業につきまして、申請状況を考慮し、400万円を追加計上するものであります。

2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、事業実施に当たり、測量設計委託料、登記業務委託料及び工事請負費について、それぞれ所要の額を追加計上するものであります。なお、工事請負費は、三蒲地区の永代橋の改良工事にかかるものであります。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費には、本年度、消防庁より小型ポンプ積載車、軽自動車車両が無償貸与されることとなり、これにかかる自動車保険保険料及び重量税を新規に計上し

ております。なお、本積載車両は、久賀第7分団、役場分団でございますが、第7分団に配備を予定しております。また、備品購入費として、地域から要望のありました、消火栓ホース格納箱等の購入経費250万円を追加計上しております。

26ページ、4目災害対策費は、当初予算において、再編交付金を財源とし、有人離島4島への防災備蓄倉庫整備を、備品購入費により整備することとしておりましたが、離島のため事業実施が困難であり、中四国防衛局と協議の上、工事請負費に予算を組み替えるとともに、事業費の調整を行うものであります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費において、旧屋代小学校に進入部の補修経費及び、旧沖浦中学校解体後の借地返還に向けた用地測量経費を、また、教職員住宅管理経費では、平野教職員住宅のカーペット改修等修繕経費を、また、学校教育経費では、浮島小学校への特別支援教育支援員派遣のための渡船料をそれぞれ計上するものであります。

27ページ、2項小学校費1目学校管理費小学校管理事務局経費は、三浦小学校体育館の給水施設の漏水に対応する給水管布設替及び、明新小学校内放送設備改修の経費を、また、沖浦小学校経費では、学校プールの漏水に伴い、水道料の不足が見込まれるため、光熱水費をそれぞれ計上するものであります。

3項中学校費1目学校管理費は、情島中学校耐震工事及び久賀中学校改築工事の財源の調整であります。

2目教育振興費は、情島中学校の理科室及び家庭科室の冷凍冷蔵庫が古く不良のため、更新する経費の新規計上であります。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、教育支援活動促進事業の予算の組み替えが主なものであります。

28ページ、2目公民館費は、消防点検による誘導灯の改修費を、4目文化財保護費では、室温度記録計の購入費を、5目社会教育施設費は、大島文化センターの照明器具の修繕及び東和総合センターの誘導灯等の修繕経費を、それぞれ計上しております。

5項保健体育費1目保健体育総務費は、体育施設等の環境整備の賃金及び全国スポーツ推進委員研究協議会への委員派遣経費の計上であります。

29ページ、2目体育施設管理費は、健康管理センター管理運営経費において、誘導灯の改修経費を、海洋センター管理運営経費では、P&G財団より救助艇の配備を受けるための負担金13万円を、総合体育館陸上競技場管理運営経費では、消火器の更新や故障により使用できない状況にあるエアロバイク等の体育館備品の購入費70万6,000円を追加計上するものであります。

3目学校給食費は、大島地区学校給食センターの厨房床下ピットの清掃等の手数料21万円の

追加計上であります。

30ページ、10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費は、去る6月25日から26日にかけての集中豪雨により、り面が崩落した、町道油宇和田線、和田地区の災害復旧事業について、災害査定も終わりましたので、復旧工事に向けての工事請負費及び事務費の2,295万7,000円を、新規に計上するものであります。

11款公債費1項公債費1目元金は、平成14年度に10年見直し方式により、借入れを行った臨時財政対策債及び減税補填債が10年を経過し、償還表が改められたことにより、今年度において元金の償還額が増額となったため、その差額23万3,000円を追加計上するものであります。

31ページ、12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて、7ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてであります。まず、造林事業（森林環境保全直接支援事業）は、町有林の除間伐等の施業を、東部森林組合との5年間の経営委託契約に基づき行おうとするため、平成26年度から4年間について債務負担行為の設定を行うものであります。法改正がなされたもとの、引き続き町有林の施業を国の補助を受けながら実施するためのものであります。

次に、久賀学校給食センター調理業務等委託料から橘学校給食センター調理業務等委託料であります。いずれも調理業務につきまして、平成25年度までの契約により外部委託を行っているところであり、改めて平成26年度から平成28年度までの3年間の外部委託を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

9ページ、地方債の補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業債を追加し、限度額等を定めるとともに、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものであります。

以上が、平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 続きまして、議案第3号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、平成24年度決算に伴う精算及び今年度分の決定通知のあった歳入及び歳出の補正が主なものであります。

予算書33ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,764万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,621万5,000円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

39ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は、歳入の今年度退職被保険者にかかる療養給付費等交付金及び歳出の後期高齢者支援金等の決定により、266万2,000円を減額し、3目特定健康診査等負担金を昨年度追加交付分として33万6,000円増額いたします。

4款療養給付費等交付金は、支払基金の決定通知に基づき、1節現年度分を826万4,000円追加し、2節過年度分252万9,000円を前年度追加交付分として増額します。

5款前期高齢者交付金は、今年度の交付決定通知により88万7,000円を減額します。

次に、40ページをお願いいたします。

6款県支出金1項県負担金2目特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様の理由により33万6,000円を追加するものです。

9款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を3,972万8,000円追加し、主として前年度負担金等の返還金の支出に充当します。

10款繰越金は、前年度決算が収支ゼロ決算となったため、当初計上額の1,000円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

2款の保険給付費の補正は、歳入の補正に伴う財源調整であります。

3款後期高齢者支援金等の136万円の減額。

4款前期高齢者納付金の14万円の増額。

42ページの5款老人保健拠出金の4,000円の減額及び6款介護納付金の67万5,000円の減額は、いずれも支払基金からの決定通知に基づく補正であります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金へ、前年度療養給付費等国庫負担金の実績に伴う返還金等を4,954万2,000円を追加計上しております。

以上で、平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、平成24年度決算に伴う精算が主なものであります。

予算書の45ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,561万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

51ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を42万1,000円追加計上しております。

5款諸収入2款償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、保険料の翌年度歳出還付を行うための山口県後期高齢者広域連合からの歳入項目ですが、昨年度決算の実績及び今年度支出見込みに基づき、20万円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を42万1,000円追加しております。平成24年度保険料のうち、平成24年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、平成25年度歳入予算に前年度繰越金として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものです。

3款諸支出金は、歳入の5款諸収入の増額と同様の理由により20万円を増額補正するものです。

以上で、平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

予算書53ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成24年度決算に伴う精算と臨時職員賃金の補正を行うものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に7,815万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,339万円とするものであります。

事項別明細書の59ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金の39万8,000円の増額。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金の8万8,000円の増額。

5款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金の19万9,000円の増額。

60ページの6款繰入金1項他会計繰入金2目地域支援事業繰入金の19万9,000円の増

額につきましては、いずれも管理栄養士職員の産休等の代替による臨時職員賃金に対して、それぞれの法定割合による追加計上でございます。

3目その他一般会計繰入金の23万5,000円の増額につきましては、財源調整でございます。

7款の繰越金は、前年度の繰越金として7,703万2,000円を追加計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費では、過年度分の保険料還付金を7万2,000円減額いたします。

3款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして2,636万9,000円を増額いたします。

4款地域支援事業1項介護予防事業1目2次予防事業の30万3,000円の増額及び、62ページの2項包括支援事業任意事業2目任意事業の81万6,000円の増額につきましては、さきに歳入で御説明申し上げました、管理栄養士職員の産休等の代替による臨時職員賃金でございます。

7款の諸支出金につきましては、前年度実績に伴う国等への返還金として、5,073万5,000円を新たに追加計上いたします。

以上が、平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で、議案第3号から第5号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） それでは、議案第6号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第9号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの、環境生活部所管の4議案につきましてを補足説明を行います。

まず、議案第6号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

補正予算書の63ページをお願いいたします。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に82万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,749万9,000円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書に説明させていただきます。

69ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、3款繰入金において、一般会計からの繰入金を82万3,000円追加し、財源を調整しております。

70ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款簡易水道費1項事務費1目総務費におきまして、私有地に仕切り弁及び配水管が埋設されていることが判明をいたしましたので、この土地を購入することとし、測量登記委託料及び公有財産購入費を計上するとともに、消費税の確定に伴い、消費税34万4,000円を追加計上いたしました。

以上が、議案第6号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

次に、議案第7号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

71ページをお願いいたします。

第1条により、既定の歳入歳出予算に830万8,000円を追加し、予算の総額を3億8,357万3,000円とするとともに、平準化債の確定に伴い、第2条により地方債の補正を行うものであります。

それでは、事項別明細書の主なものについて、御説明をさせていただきます。

79ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金では、一般会計からの繰入金を740万8,000円追加し、財源調整をしております。

5款町債1項町債1目下水道事業債は、平準化債の確定による90万円の追加計上であります。

80ページの歳出をお願いいたします。

1款公共下水費1項事務費1目総務管理費の総務一般経費において、電算業務委託料84万円を計上いたしました。6月定例会で、条例改正の御議決を賜りました、受益者分担金等のシステム改修に要する経費の計上であります。

2項事業費1目維持管理費では、安下庄浄化センターの放流流量計及び活性汚泥濃度検出器の修繕費374万3,000円を追加するとともに、消費税の確定に伴い、消費税372万5,000円を追加計上いたしました。

以上が、議案第7号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、議案第8号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をいたします。

81ページをお願いいたします。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算から167万7,000円を減額し、予算の総額を3億3,034万8,000円とするものであります。

それでは、87ページをお願いいたします。

歳入では、一般会計からの繰入金を167万7,000円減額しております。

88ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款農業集落排水費1項事業費1目維持管理費において、消費税の確定により167万7,000円を減額するものであります。

以上が、議案第8号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第9号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

89ページをお願いいたします。

第1条により、既定の歳入歳出予算に379万9,000円を追加し、予算の総額を3,605万円とするものであります。

95ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を379万9,000円追加いたしております。

96ページの歳出では、1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費の維持管理経費において、修繕費379万9,000円を追加いたしました。4号マンホールポンプの通報装置及び、浄化センターの流入流量計の修繕を行うものでございます。

以上が、議案第9号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第10号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

97ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により既定の歳入歳出予算の総額に8万9,000円を追加し、予算の総額を8,405万1,000円とするものであります。

103ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金1目航路補助金は、額の確定に伴い、各航路の補助金について補正計上を行っております。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金37万2,000円の減額計上であります。

104ページからは、歳出であります。

1款事業費2項事業費は、人事異動により浮島航路の正規職員を情島航路に配置したため、これに伴う臨時職員の賃金の組み替えを行っております。また、情島航路運航経費において、船舶のエンジン部分の修繕により修繕費の不足が見込まれるため、49万円を追加計上しております。

以上が、議案第10号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第11号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成25年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の補正は、東和病院東棟改築（耐震）工事費に擁壁補強工事を追加するものであります。改築工事の第一期工事が終了し、旧東棟の解体工事開始前に敷地周囲を確認したところ、北側の既存擁壁に多数のクラックがあることがわかりました。現状すぐに問題がある状況ではありませんが、将来的に危険な状態になる可能性があり、また改築工事の第二期工事終了後では、補強工事を行うことが難しいために行うものです。

第1条は、総則です。

第2条の業務の予定量につきましては、東和病院東棟改築耐震ノ工事の追加工事費1,573万6,000円を増額補正するものです。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては追加工事の財源といたしまして、企業債を見込み、1,570万円増額補正しております。

支出につきましては、東和病院東棟改築耐震ノ工事費の追加工事費1,573万6,000円を同額補正しております。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条の継続費につきましては、総額及び年割額の平成25年度分に、追加工事費1,573万6,000円を増額補正しております。

第5条の企業債につきましては、追加工事の財源1,570万円を増額補正し、起債の限度額を19億4,820万円としております。附属資料といたしまして、3ページ以降に、補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）、質疑はありますか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 15番、平川です。

17ページの2款の総務費6目の企画費の周防大島高校を支援する会補助金73万6,000円、これちょっと聞き取りにくかったので、ちょっと、もう一度済みません、お願いします。

それともう一点、済みません、24ページの6款の商工費1目の商工総務費の13の委託料、太陽光の検討業務委託料50万円、ちょっと、もう一度済みません、2点についてお尋ねします。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） それでは、まず周防大島高校を支援する会の補助金についてお答えいたします。

周防大島高校との協議によりまして、やはり希望する大学へ進学できるというのが、まず、魅力ある高校につながるのではないかとということで、そういう進学への夢をサポートしていこうということで、今回予算化をさせていただきました。具体的な内容といたしましては、予備校から配信されるDVDを活用して、サテライト授業を冬休みと春休みに、冬休みには1年生から3年生まで、春休みには1、2年生を対象に実施しようと考えております。教科としては、英語と数学、受講者を各学年10人程度想定しておりまして、その費用の一部を助成をしていきたいと考えております。

それから、太陽光の発電に関してでございますが、将来的に、町の負担をなるべく削減をしていきたいということで、50キロ未満の発電事業を町で売電をやってみようという検討をしていこうということで、町有地、あるいは町の公共施設等に発電が可能かどうか、あるいは発電効率がどのようなものなのか、どの程度のものなのか、あるいは施工費用がどの程度かかるかといったものを検討してもらおう経費でございます。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず第1点が、地方交付税について質問します。

今回、地方交付税を算定するに当たって、いわゆる確定分ということで、先ほど報告がありま

した。金額的には、75億5,400万円余りということであります。これに対する、やっぱり先ほどと同様に、基準財政需要額及び収入額について質問します。これが1点です。

それともう一つは、これとあわせて特別交付税も実際的には出ておるかと思えます。いいのですが、実際的に83億5,459万6,000円のうち、今現で、この補正時点で、特交をどの程度見ておるのかという点を聞いておきたいというふうに思えます。

特に、長い間、私たちは、特交というのはつかみにくい数字というのがずっと言われておりましたが、ずんずんその特交の中にも当てはまる、先ほど出たような3億5,000万円余りの実際的には部分が出てきますので、今現でどういうふうに見ておるのかというところを質問しておきたいというふうに思えます。

それともう一つは、歳入歳出の特徴が、いわゆる財政調整基金の部分であります。

今回、いわゆる当初予算及び途中の補正で、財政調整基金の取り崩し額が大体3億1,587万円、これをいわゆる繰越金及び交付税、これ等でゼロにしますよというのが、いわゆる一つの状況でありますよね。財政調整基金繰入金、これをゼロにしますと。あわせて、出のほうで4億円、あれをのけると実際的には4億円余りじゃないかというふうに思いますが、あれをとというのはおかしいんですが、実際的には、減債をのけると4億円ちょっとということで、実際的には7億円を超える額が、この補正時点で積み立てられるというのが常識的な数字だろうというふうに思われます。

ほいで、実際的に、この補正が通った段階で財政調整基金は幾らになるのか、あわせて減債基金残高、これの報告を求めたいというふうに思えます。

次に、実際的な歳出部分に入りますが、今回わずかではありますが、各出張所経費、久賀支所、大島支所、東和支所、橘支所、それぞれ工事費と、いわゆる小規模部分が増額されております。ほいで、実際的に、この時点での増額は、いわゆる既に住民地域から要望の上がった部分と、もう一つは、今から先の部分も積み立っちゃくとか、予算計上しちよかにゃいけんわけですいい、実際的にね。

ほいで、そういう点で、今、住民要望が何件幾らで、実際的にまだこのぐらい出るだろうからということで、予算が今回できちよるんじゃないかと思うんで、その辺の報告を各支所のほうから求めておきたいというふうに思えます。

それと、賦課徴収費は、さっきほかのところでありましたけど、これはもうこの間議決した、いわゆる滞納整理システム、延滞金算定のためのシステム改修ということで、実際的にはあのとき、わずかではありますが、延滞金利息は下がりました。そのための処理ということでええんだらうかどうかという、確認だけしちよきたいというふうに思えます。

次に、あとは、実際的には先ほども質疑があったかもわかりませんが、私のほうは、商工振興

費のうちの施策分でいうと工事請負費、そしてその工事の中で、ページ数24ですが、竜崎温泉管理運営経費ということで、319万3,000円が計上追加されております。

ほいで、聞いてみると、五方弁の修理ということであるそうです。そして、これが13カ所へ、五方弁を通じてそれぞれ13カ所に行くということで、どういう工事なのかがちょっと非常にわかりにくいと。専門的な内容になるかもわからないのですが、それちょっと補足説明を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） まず、普通交付税の件でございますが、基準財政需要額が88億8,738万6,000円、収入額が13億2,691万1,000円でございます。その差額が、75億6,047万5,000円の交付額ということになります。

それから、特別交付税の見込みはどうかと言われておりますが、当初予算に8億円を計上しておりますけれども、今現在で把握しておるのはこの8億円と、予算どおりということでございます。

それから、財政調整基金の金額でございますが、財政調整基金は、今回の補正の御議決を賜りましたならば、予算上では40億4,917万1,000円余りとなっております。

それから、減債基金は同様に、6億294万1,000円余りということになっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 松村久賀総合支所長。

○久賀総合支所長（松村 正明君） 久賀総合支所の補正であります。久賀総合支所は、工事請負費350万円を計上しておりますが、現在までのところ、発注済みにつきましては37件の500万円、既定の予算を使っております。

で、今後の350万円の内訳につきましては、既に要望があります箇所と、それから総合支所のほうで、ここは直さなくてはいけないというので要望も来そうなどがあるんですが、それが17件の318万5,000円、それと予備は31万5,000円を合わせて350万円を計上しております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 福田大島総合支所長。

○大島総合支所長（福田 美則君） 大島総合支所のほうですけども、工事請負費につきましては、現行の予算の200万円の補正となっておりますけど、現行の予算と要望が来ているのを合計しますと400万円ぐらい。現実、当初予算等を加えてという状況になります。

で、小規模につきましては、今、要望で来ておるのが、大きなもので、4件で130万円とい

う補助金ベースの要望が来ております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 藤山東和総合支所長。

○東和総合支所長（藤山 忠君） 東和総合支所でございますが、予定しております工事請負費に関しましては、6件の工事、120万円を予定しております。それと、不測の事態に備え30万円、合わせて150万円の計上でございます。

小規模につきましては、現在、申請予定が10件ございまして、総額352万3,000円、そのままの計上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 吉村橋総合支所長。

○橋総合支所長（吉村 昭夫君） 橋総合支所でございます。

工事請負費につきましては、今回300万円の補正、要望を上げております。既に、ほぼ400万円以上要っております。それで、今後、自治会要望分が230万円、そして予備費的なものが70万円ということで、300万円の計上をさせていただいております。

それと、小規模のほうは、今回150万円の要望を上げさせていただいておりますけども、ただいま17件、既に17件、ほぼ予算いっぱいしております。あと、要望あるいは予備的なものということで、今回150万円ほど予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） 先ほど御質問のありました、延滞金の改正に伴いますシステム改修費の件でございます。

さきに、6月議会で御議決いただきました、延滞金の改正に伴いますシステム改修費ということで、このたび予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 竜崎温泉の五方弁の関係で、どういった工事をするのかという御質問ですけども、この竜崎温泉の五方弁につきましては、今、各浴槽に循環系統がございますけども、その循環系統の中の循環昇温装置用電動五方弁というものがございます。これが13カ所あるわけがございますけども、今回このうち、3カ所の五方弁が、経年の摩耗によりまして気密性が不足となりまして、本来、その五方弁を通して浴槽に温泉水が行くべきところが、その五方弁からの逆洗排水がなされて放出されていると、だから気密性がなくなっているということで、今回のこの工事を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 先ほど、普通交付税の数値を申し上げましたけれども、基準財政需要額から収入額を引いた75億6,047万5,000円と申し上げました。これは交付基準額でございます。これに調整率を掛けたものが、交付決定額75億5,459万6,000円、予算上はこの数字が上がっております。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 五方弁のところは非常にわかりにくいんですが、実際的には、いわゆる機械の劣化により今回補修と、13カ所のうち3カ所ということで聞いておきます。

それとあわせて、実際的には、住宅リフォーム助成事業、これ最終年度ですか、今年度がね、基本的には。ほいで、実際的には、今現、何件でどのくらいできる、この今回の補正で、何件くらいふやせるのかということも報告を求めておきたいと。下があるけ、下があるけ。最高額ばかりじゃないから。実際的には何件くらいふやせるか、また要望の状況がどういう状況だということも求めておきたいというふうに思います。

それともう一つは、特交の見方です。

実際的には、今回補正がないんで、当初予算の8億円のままだというのが、当然、考え方の基本であろうかというふうに思いますが、最初、私が言うたように、例えば年度年度で実際的には差異があります。いって、ふえるときもありますし、減るときもあります。

ほいで、24年度、今から認定案件で議論する、これはいわゆる10万円余りを見ちよるんじゃないかと、10万円、いわゆる特交部分、わしの勘違いじゃたらいけんから、ちょっと見てほしい。

3億5,000万円と6億5,000万円ぐらいを見ちよるんじゃないかというふうに思いますが、これは私の勘違いだろうか、今の見方、24年度を見てから、答弁を求めたいというふうに（「10万円ちゅうた」と呼ぶ者あり）3億円、3億5,000万円と（「その前に10万円ちゅうた」と呼ぶ者あり）ごめん。3億5,000万円と6億5,000万円で、大体10億円ぐらいを決算上見ちよるんじゃないんかと。さっき10万円って言うた。（「10万円ちゅうた」と呼ぶ者あり）

○議長（新山 玄雄君） 誰から行きますかね。佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 住宅リフォームの関係ですけれども、今後、何件分を見込んでおるのかということでございますけれども、何件分というのはちょっと、申請の一件一件金額も違いますので、今のところ、7月末現在で、申請件数が133件ございます。助成額にしまして852万3,000円、これは対前年比4%ぐらい増となっております。

で、これで補正の400万円の根拠としましては、7月末まで、現在までの月当たりの実績の

助成額をもとに、残り5カ月不足分を算出しまして、ことしはまた最終年度でもございますので、またさらに消費税どうなるかわかりませんが、増税等がございまして、また駆け込みの申請が予想されるために、今回400万円の補正をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 特別交付税の話でございますが、広田議員さんが言われたのは3億5,000万円と6億5,000万円というのは、12月交付と3月交付の内訳ですかね。ありました。

それについてですが、今年度も、見込みとしては昨年並みだと思っておりますが、しかしながら、最近のこの、各地で災害等が大変大きく起こっております。これが、特殊財政事情分として影響されますので、それを考えると、少し押してくるのかなということも見ておかなきゃならんだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まず、住宅リフォームの助成のことなんでございますが、3年間やってみるということから、住民の皆さん方にもPRをして、非常に好評を得ており、そしてまた、補助額の10倍、額の10分の1を助成するということになってますが、実際には、その10倍以上の経済効果というものが出ておるということになっております。

それで、これから新年度の予算について、いろいろ検討を始めるわけでございますが、今まで3年間というふうに申し上げておりますので、今と全く同じ形でやりますと、いろいろ不合理が起こってくると。いやいや、不合理が起こってくるじゃないですね。そういうふうな状況で、そのまま続くのであれば、そんな急いでやることもなかったちゅうような話も出てきますので、今と全く同じでのリフォームを続けようということよりも、いろいろな部分で拡充するかどうか検討しながら、全く今の住宅リフォームをなくそうというふうには思っていないわけですが、また反対に、今と全く同じで新年度、平成26年度にやっていくかどうかというのは、今から検討していきたいと思っております。

しかしながら、件数にしても額にしても、たくさんの皆さん方が利用していただいておりますことは、また、それを、工事をやられる設備屋さんとか電気屋さんとかということについても、非常に好評だということでございますので、何らかの見直しは行いたいと思っておりますが、そのようなことを今考えておるわけでございます。

もう一点の竜崎温泉の今回の改修でございますが、五方弁というのは、実は私たちも、どういふふうな本当に機能しておるかちゅうのは、詳しいことは把握できませんが、いずれにいたし

ましても、もうこの竜崎温泉の設備のことにつきましては、この議会の皆さん方にも、また、昨年の10月以前の、前の議会の皆さん方にも大変な御心配をおかけしたり、大変なまた予算をかけてから改修したりしてやってまいっております。

しかしながら、今現在の指定管理者の聞き取り調査も行っておりますが、非常に経費がかかっておるといふことでございます。

当然、竜崎温泉というような観光とか交流とかの施設でありながら、ずっと指定管理料を出し続けておるといふ状況になっております。これでは、なかなか財政厳しい折の中で、こういうことがいいのかということになります。そういたしますと、一つには集客力を上げていただいて、どんどん収入を上げていただくというのが一つの方法でございます。

もう一点は、今度は、管理費をどんどん抑えていって、例えば、ボイラーだって最近はずごく省エネのボイラーも出ておりますが、いずれにしてもボイラーの問題とか、または、今13系統に分かれてから給湯をしておるといふふうな、すっごく複雑な、そしてまた滅菌装置も非常に難しい設計になっております。これは、セピア色の湯を守るということからしてできた施設でございますが、しかしながら、それはそういうものはいいいとしても、しかしながら経費がどんどんかかってから、指定管理者のほう自体も、町のほう自体もすごく指定管理料を出さなければならぬし、さらにまた指定管理者のほうも、前回の指定管理者もそうでしたし、今の指定管理者もずっと赤字が続いておるといふふうな報告も受けておりますので、これらについても、今の五方弁のことは緊急的な修繕でございますが、しかしながら、根本的に維持管理がもっと安く上がるという方法を、まず考えなければならないというふうに思っております。

そのことにつきましても、新年度の予算の中で、調査費や研究費などをかけて、もっとシンプルな形で竜崎温泉が、そして維持管理がもっと安くなるような形でやっていけないかということ、ぜひとも今、新年度予算での調査費を考えておりますので、また議会の皆さん方にも御理解いただきたいと思っております。

最後に、特交の件でございましたが、私も特別交付税の件につきましては、基本的には、それは定額にある、計算上できるものではないというふうな、皆さん御存じのとおりでございます。しかしながら、私たちが試算はするわけでございます。

しかしながら、ことしの3月でしたが、平成23年度の特別交付税が確定したときに、私も若干疑問に思って、これは県の担当課長のほうとも話しましたが、やっぱり課長さんのおっしゃることには、ちゃんと基準は持ちよるわけですね。そりゃついで、つまみじゃないかという話がありますが、実はそうではなくて、きちっとした額の、こういう額が特殊的な財政事情によって少なくなったんですよと。それはこちらが伸びたから結果的に相殺された部分がありますが、若干伸びてますでしょうというふうな説明を受けました。ちゃんと理論は通っておったと思っております。

例えば、昨年の関係で言いますと、その前の年に国体があったが、昨年はなかったじゃないかと。そして、その前は震災でから、たくさんうちも震災関係の予算を支出しましたが、去年はなかったんじゃないかというようなこととか、今回でも、去年は福祉事務所が始まったけれども、それら等をプラスマイナスするとこのぐらいになりますねということは、きちっと、全く普通交付税のように計算方式があってやるわけじゃございませんが、そのようなことがありますので、特別交付税については若干辛目に見積もっておるとするのは、こりゃあマイナスが出たんじゃ困りますので、そのような形で予算計上はさせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 11 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開いたします。

続いて、議案第 3 号平成 25 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 4 号平成 25 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 5 号平成 25 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4 番 広田 清晴君） 介護保険会計についてであります。まず支出のほうが、基本的には、いわゆる基金への積み立て、これが実際的には支出、大きなものということになっております。

それで、当初予算段階でも、3,000 万円余りでしたか、積み立てするようになっちゃったんですが、今回の積立額、計幾らになるのかという報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 基金の積立額ですけれども、2,636 万 8,000 円。第 5 期の

介護保険事業計画は24年度から26年度の3年間ですので、24年度の事業を終わって、初めての積み立てということになります。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私もよく勘違いするんですが、今、5期をいきよるんじゃないかなかったですかね。25、26、27じゃないかね。で、5期目でいきよるでしょ。

ほいで、実際的には、私はよく言うんですが、この介護準備基金については、3年ごとの見直しで、3年については、3年たった時点では、もうゼロにせんにゃあいけんようなシステムになっちゃよるんじゃないかっちゃうことを、今までよく質疑をしてきました。その中で、4期目の最後にゼロにして、5期目の最初に、また3,000万円ぐらい繰り入れたという状況ないんですか。それ、なかったらなかったでいいんです、私の勘違いかもわからないので。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 4期目の基金、4期が終わってからの5期への繰り越しはありませんでした、基金は。済みません。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いや、4期で運用上はゼロにするわけですよ。いわゆる準備基金はゼロにして、実際的にはゼロにします。ほいで、5期目開始のときに、年度当初に、言うたら、その額余りを一気に積み立てができるちゅうような、予算上になってなかったですか。

その上に、今回、介護準備基金を足すと、実際的にはかなりの額になるんじゃないでしょうかという質問の趣旨です。

○議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後2時30分休憩

.....

午後2時31分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開いたします。

河井介護保険課長。

○介護保険課長（河井 敏博君） 介護給付費準備基金ですが、一応御質問、25年度末の積み立てということですね。

24年度末で3,455万6,106円ということで、決算の余剰金が合わせて、25年度末の見込み額で5,742万9,379円というふうになる予定でございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第10号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第11号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、東和病院改築に関して2回目の補正だろうというふうに思われます。今回、提案しておるのが1,500万円ぐらいかけて、いわゆる擁壁をきちっとつきますよということだろうと思うんですが、実際的に面積的なものはどんな状況なんか、ちょっと、いわゆる山側の部分と言われてもですね、ちょっと非常にわかりにくいんですね、大体どの部分で、あの面積がどのぐらいにわたるとい部分についてもう既に捉えちよるんですか、それともあくまで概算でちゅうことで、概算でもええですからね、実際的なあの面積等は報告していただきたいと、あくまで、起債を使いますよというんと、このぐらいですよというのはわかりませんが、面積について報告がなかったんで、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 大元公営企業局総務課長。

○公営企業局総務課長（大元 良朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

場所的にはですね、現在、旧東棟の解体工事を行っていますが、その北側になりまして、幅的にはですね約50メートル、高さ的には一番高いところで4.8メートル、一番低いところで1.2メートルで、面積的にはおおむね182平米を予定しております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。

○議員（4番 広田 清晴君） はい。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から議案第11号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、明日の本会議といたします。

日程第27. 議案第12号

○議長（新山 玄雄君） 日程第27、議案第12号周防大島町税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第12号周防大島町税条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、平成25年3月30日に公布された地方税の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）のうち一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する政令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、周防大島町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正点であります。1点目としまして、公的年金からの住民税の特別徴収制度につきまして、年間における徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額、年税額の2分の1に相当する額とするとともに、賦課期日後に、当該市町村の区域外に転出した場合においても一定の要件のもと住民税の年金特別徴収を継続できることとするものであります。

2点目としまして、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置の一環として、金融証券税制における金融所得課税の一体化について、このたび改正を行うものであります。

具体的には、公社債等の利子等に対する課税方式を見直すとともに、これまで非課税とされて

いた公社債等の譲渡益のうち、源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡益について株式譲渡所得割または申告分離課税の対象とすることとされました。

また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に限定されていた損益通算範囲を特定公社債等の利子、所得等や譲渡所得等にまで拡大することとされました。

本議案の改正内容につきましては、別途お配りしております資料のとおり、各改正条文の下段に説明文を記載し、関係法令等の改正に伴う条項ずれ、本改正に付随する附則の経過措置等につきましては、適宜、説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましてもあわせて御確認、御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明をさせていただきます。

19ページ上段、条例第47条の2、公的年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についてであります。納税義務者が市町村の区域外に転出した場合の特別徴収の継続を可能とする特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等となっております。

具体的には、公的年金から特別徴収されている者が市町村外に転出した場合には、特別徴収を停止し普通徴収に切りかえることとされていましたが、納付に係る労力削減の観点等、年金受給者等の要望により、年金保険者側で検討した結果、システム改修が可能となりましたことから、このたびの改正へととなった次第であります。

19ページ中下段、条例第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等についてであります。年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しとなっております。

具体的には、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の対象者は、65歳以上の公的年金等受給者であり、公的年金に係る所得割、均等割を年6回の年金支給の都度、特別徴収しております。また、4月、6月、8月の年金支給の際に徴収されている仮特別徴収税額については、前年の10月から翌年の3月までの特別徴収税額の3分の1を、10月、12月、2月の年金支給の際に徴収される本徴収額については、年金額から仮徴収額を控除した額の3分の1を徴収することとなっております。

このため、年金額が前年の年金額よりも大きく変動した場合、本徴収額と仮徴収額に差が生じることとなり、翌年度の仮徴収税額は前年度の本徴収額とされていることから、翌年度以降もこの不均等を平準化することができず、本徴収額と仮徴収額の乖離が続くこととなります。上記の改正案としまして、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額、年税額の2分の1に相当する額とすることにより、年税額が2年連続で同額の場合、当該徴収税額は2年目に平準化されることとなります。

20ページ上下段、附則第7条の4、寄附金税額控除における特別控除額の特例についてであります。住民税の寄附金控除税額算定について上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税

の課税特例の規定、附則第19条の2の新設に合わせて、当該引用条項を追加するものであります。

20ページ中下段になりますが、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についてであります。これは、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備であります。

具体的には、上場株式等の配当及び譲渡損益の間のみで認められている損益通算について、一定の公社債等の利子等及び譲渡損益まで、損益通算の範囲を拡大するものであります。また、非課税とされている公社債等の譲渡益について20%の申告分離課税、これは、住民税5%、所得税15%であります。この対象となります。

22ページ中段になります。附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例であります。これは、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組をしたことに伴う所要の規定の整備であります。

具体的には、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、1つには、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、2つ目には、一般公社債等と非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されることとなりました。

23ページ中下段になりますが、附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例であります。附則第19条との関連条項となっております。上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定の新設であります。

24ページ下段、旧附則第19条の4、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例。

25ページ上段、旧附則第19条の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例。

25ページ中段、旧附則第19条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

27ページ中段、旧附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例。

30ページ上中段、旧附則第20条の3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除。

34ページ下段、旧附則第20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。これらは、規定の削除となっております。

29ページ中段、旧附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。旧附則第20条の2の規定の繰り上げとなっております。

31ページ中段、附則第20条の2、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税

の課税の特例についてであります。条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備となっており、このたびの法改正に伴う一部改正と旧附則第20条の4からの規定の繰り上げとなっております。

補足説明は、以上のとおりでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 補足説明資料に基づいて、質疑を行います。

いいのですが、税務課で準備された部分が、一応わかりやすいほうじゃなかろうかと思うて。

今回、特定公社債と、一般公社債と今までも分かれちゃったんですが、その概念についてまず、報告を求めたい、いうふうに思います、概念です。いわゆる特定公社債というのは何を指して、その他となる一般公社債等についての概念であります。

それと、今ずうっと副町長のほうが説明されたのですが、実際的に大きく変わるというのがですね、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算、繰越控除。実際的に一方で赤字が出、一方で利益が下がる、上がるという場合があるんじゃないかと、そんなときの損益通算という考え方でええのかどうなのか。それと、もう一つは、何年にわたってできるのかというのを含めてですね、概訳補足説明を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） ただいまの御質問のありました、特定公社債、それから一般公社債、これの、いわゆる区分的な概念のお話でございます。

まず、特定公社債と申しますのは、いわゆる、国債、地方債、それから上場公社債等という分類になっております。で、一般公社債につきましては、特定公社債以外の公社債というふうな区分けになります。例えて申しますと、私募公社債とか、そういうふうなものが該当になっております。

それから、損益通算ということでございます。このたびの金融所得に係ります課税方式につきまして、お手元の資料を別とじで先般税務課のほうからお配りしていると思っております。

ちょっとお知らせなんですけれども、一部、先にお配りしておりますページ、7ページの資料にですね、別とじでページ7ページ、ちょっと一部、語句の訂正がございます。お手数ですけれども、けさお配りしました7ページの新しいものと差しかえをいただければと思います。

それでは、簡単に御説明させていただきます。

先ほど、副町長のほうから補足説明でもございましたように、特定公社債、この場合はちよっ

と特定公社債のみについて御説明させていただきます。

特定公社債で、従来利子所得につきましては、20%の源泉分離課税だったものが、今回の改正によりまして、20%の申告分離課税になります。

で、次に、譲渡所得につきましては、従来非課税だったものがこのたび20%の申告分離課税ということになります。

続きまして、その横に償還差益というのがございます。これは、通常割引債という概念なんですけれども、償還金額に対しまして、みなし割引率を乗じて得た金額に対して配当割を課税するということになっております。

で、一番最後のこの表の一番右端なんですけれども、先ほど議員さん、御質問にありましたように、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算、繰越控除というふうな記載がございます。このたびの改正の特徴としましては、この特定公社債につきましては、利子、それから譲渡所得、それから償還差益、これらを全て、今までは上場株式の配当と譲渡損益しか損益通算できなかったものをですね、今度は、特定公社債の中の利子譲渡、それから償還差益につきましてもその中に含めた上で、その中で損益通算ができると、ということが最大の改正点になっております。

その中でさらに損失が出た場合、先ほど御質問のありましたように3年間の繰越控除が可能ということになっております。

28年の1月1日以降、利子、譲渡を受けるものから適用ということになっております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

実は、ことしから来年にかけて税制改正が集中します。なぜかといいますと、実は、既にニュース等で御承知のように、消費税引き上げを前提に各税率変わります。今回、この中身としては、私は、消費税を前提にしてですね、いわゆるどこに配慮をするのか。一番身近な、本当にこういうところに縁のないところに減税措置をしていただきたい、これが私の考え方なんです。これでやると配当所得とかいろんな金融利益のところには一定の恩恵はあるが、私どものようなところには全く恩恵がない税制改正ということを明らかにしたいというふうに思います。ましてや、最初に言いましたように、今回から来年にかけて行われるのが、ほとんどが、いわゆる消費税増税を前提にした税改正になってくる、その危険性も明らかにして反対としたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第12号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第13号

○議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第13号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）のうち一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年総務省令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日に公布されたことに伴い、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容であります。特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされ、また、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の2分割化に伴い、国保税所得割の算定における特例について所要の整備が必要となったためであります。

本議案の改正内容につきましては、別途お配りしております資料のとおり、各改正条文の下段に説明文を記載し、関係法令等の改正に伴う条項ずれ、本改正に付随する附則の経過措置等につきましては、適宜、説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましても、あわせて御確認、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明をさせていただきます。

39ページ上段、附則第3項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、これは、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備となっております。

39ページ中下段、附則第6項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、これは、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備となっております。

40ページ上段、附則第7項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、これは、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う所要の規定の整備となっております。

40ページ上中段、旧附則第8項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例。

40ページ中段、旧附則第9項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例。

40ページ下段、旧附則第11項、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例。

41ページ下段、旧附則第16項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例ですが、当該規定の削除となっております。

40ページ下段、附則第8項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、これは、旧附則第10項からの繰り上げ規定となっております。

41ページ上段、附則第10項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、これは、旧附則第13項からの繰り上げ規定となっております。

41ページ上中段、附則第11項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、これは、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い所要の規定の整備を行うとともに、旧附則第14項からの繰り上げ規定となっております。

41ページ下段、附則第12項、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例ですが、これは、旧附則第15項からの繰り上げ規定となっております。

補足説明は、以上のとおりでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、9月6日金曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時03分散会
